【開催日時】平成24年11月22日(木)午前9時30分から午後12時35分まで

【開催場所】奈良市役所中央棟6階 正庁

【議案】 1 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)市街化区域と市街化調整区域との 区分の変更(案)について(県決定)

- 2 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)用途地域の変更(案)について市 決定)
- 3 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)高度地区の変更(案)について(市 決定)
- 4 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画(鶴舞東町地区)の決定(案) について(市決定)
- 5 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路の変更(案)について(県決定)

【出席者】 出席委員14人(欠席委員5人)、事務局15人

【開催形態】公開(傍聴人・一般1人)

【決定事項】・第1号議案について、原案どおり了承されました。

- ・第2号議案について、原案どおり可決されました。
- ・第3号議案について、原案どおり可決されました。
- ・第4号議案について、原案どおり可決されました。
- ・第5号議案について、意見を付して了承されました。

【担当課】 都市整備部都市計画課

【議事内容】以下のとおり

司会

定刻になりましたので、ただいまから第103回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきたいと思います。なお、山中委員様におかれましては、少し遅れると連絡が入っております。

委員の皆様方には、お忙しいところご出席賜りありがとうございます。また、日ごろ奈良市政にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

議事進行に先立ちまして、津山副市長がご挨拶申しあげます。

副市長

はい。皆様方、おはようございます。いつもありがとうございます。

ただいま司会のほうからございましたように、お忙しい中、本日もお集まりをいただきましてありが とうございます。そしてまた、平素から市政の推進、本市のまちづくりにご指導、ご協力をいただいて おりますことを心から感謝を申し上げます。

さて、委員の皆様方には、先月でございますが10月1日に改めてご就任をいただきまして、そして また先月には3件の案件について早速ご審議をいただいたところでございます。その前回から本当に日 もたってない本日ではございますが、市民生活にも深くかかわるという案件がまたありましたので、ま たここにお集まりをいただいたところでございます。

案件につきましては、後ほどご審議をいただくわけでございますが、北和地域の高度医療拠点、ご存じのように県立新奈良病院の建てかえ、これがございますが、これに関する案件も本日のまちづくりにも大きくかかわるということで、本日の議題にさせていただいております。

本日ご審議いただく案件、お手元にもございますように、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域の区分の変更ということを始めとしまして全5件、この案件のご審議をお願いいたすわけでございます。 委員の皆様方におかれましては、多くのご意見をいただきますとともに、今後より一層のご指導をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

司会

本日の進行役をさせていただきます都市計画課課長補佐の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、資料の確認をさせていただきます。

お手元のほうに、次第A4サイズが1枚、各案件と採択・採決区分表A4サイズが1枚、あと正誤表 A4サイズが1枚、あと参考図3が1枚、あと説明用資料A3のつづりというふうになっております。 もし、おそろいでないようでしたらお持ちいたしますので、お声かけをお願いいたしたいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

本日、委員の皆様方には多くの案件についてご審議していただくこととなっておりますが、今回は関連する案件がございますので、大きく3つに分けてご審議をお願いしたいと思っております。

お手元の資料、各案件と採択・採決区分表をごらんいただきたいと思います。

まず最初に、七条西町地区に関連いたします1の「大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画) 市街化区域と市街化調整区域との区分変更(案)について(県決定)」、2の「用途地域の変更(案)に ついて(市決定)」及び3の「高度地区の変更(案)について(市決定)」について一括して説明させて いただいた後、1の「区域区分変更(案)(県決定)」についての採択を、2の「用途地域変更(案)(市 決定)」についての採決をお願いいたします。また、3の「高度地区変更(案)(市決定)」については、 次の「鶴舞東町地区の高度地区変更(案)」と一括して採決をお願いいたします。なお、2の「用途地域 の変更(案)(市決定)」につきましては、従来は県の決定事項でありましたが、地域主権改革一括法の 施行により、都市計画法の一部が改正され、本年4月1日より奈良市の決定する都市計画へと決定権限 の移譲が行われておりまして、今回が奈良市で初めての案件となっております。

次に、鶴舞東町地区に関連いたします3の「高度地区変更(案)(市決定)」及び4の「地区計画の決定(案)(市決定)」について一括して説明させていただいた後、先ほど説明させていただきましたとおり、3の「高度地区変更(案)」について、七条西町地区も含めて一括して採決を、また4の「地区計画決定(案)(市決定)」についての採決をお願いいたします。

最後に、5の「道路の変更(案)(県決定)」について説明させていただいた後、採択のご審議をお願いいたします。

それでは、第103回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきたいと思います。 会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

会長

では、ただいまから第103回奈良国際文化観光都市建設審議会を開催いたします。

本日は、案件も多うございますが、どうぞ皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 まず、議事に入ります前に、委員の出席状況について事務局のほうからご報告をお願いいたします。

司会

ご報告申し上げます。現在の当審議会委員総数19名のところ、本日ご出席していただいております 委員数は14名でございます。なお、奈良文化財研究所所長の松村委員の代理で研究支援課長の紅林孝 彰様に出席していただいております。

以上です。

会長

はい、ありがとうございました。ただいまの報告によりまして、出席委員が過半数を上回っておりますので、当審議会条例第6条第2項の規定によりまして本日の審議会が成立していますことをご報告申し上げます。

では、本日の傍聴希望者の状況と報道関係者の写真撮影の取材希望について、事務局から報告をお願いいたします。

司会

ご報告申し上げます。本日の傍聴希望者は、一般の方が1名でございます。

会長

報道はございませんか。

司会

報道はないです。

会長

はい、わかりました。1名の方、どちらにいらっしゃるんですか。まだこれから。

司会

はい。

会長

では、当審議会の会議公開に関する取り扱い方針によりまして、当審議会は公開及び傍聴を行うことになっております。本日の審議の傍聴について異議ございますでしょうか。

(委員から異議なしの声)

異議なしということでございますので、では傍聴人の方に入室をしていただきたいと思います。事務局の方、 よろしくお願いいたします。

(傍聴人入室)

それでは、傍聴の方入室されましたので、これから審議に入りたいと思います。

委員の皆様方には、円滑な会議の運営にご協力よろしくお願いいいたします。

本日の審議会の終了予定時刻ですが、午後12時を予定しております。よろしくお願いいたします。 それでは、本日ご審議いただく案件について申し上げます。

お手元の次第にもあるかと存じますが、まず県の決定事項であります「大和都市計画(奈良国際文化 観光都市建設計画)市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(案)」及び「大和都市計画(奈良国 際文化観光都市建設計画)道路の変更(案)」、市の決定事項であります「大和都市計画(奈良国際文化 観光都市建設計画)用途地域の変更(案)」、「大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)高度地 区の変更(案)」及び「大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画の決定(案)」、以上 の5件でございます。

なお、先ほど説明ございましたように、従来は県の決定事項でありました用途地域の決定につきましては、地域主権改革一括法の施行によりまして、都市計画法の一部改正により本年4月より奈良市の決定する都市計画へと決定権限が移譲されておりますので、当審議会にて賛否をお願いすることになっております。

それでは、次第に従いまして、まず「大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(案)」と、それに関連します「用途地域の変更(案)」及び「高度地区の変更(案)」について、一括して事務局からご説明お願いいたします。

事務局

都市計画課の○○でございます。よろしくお願いいたします。

本日、ご審議いただきます土地利用に関する都市計画案は、別紙各案件採決区分で申しますと、七条 西町における①市街化区域と市街化調整区域との区分の変更案、②用途地域の変更案及び③高度地区の 変更案並びに鶴舞東町地区における③高度地区の変更案及び④地区計画の決定案になります。

このうち、高度地区の変更案につきましては、大和都市計画市区域における一括の変更案となりますので、ご説明につきましては地区ごとに行わせていただき、ご審議の後、賛否については都市計画案③として一括にてお願いしたいと考えております。

本日、お手元に配付いたしておりますA3横1枚の参考図につきましては、お手数をおかけいたしますが、後ほど説明の際にご覧いただけたらと思います。

それでは、七条西町地区における「大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(案)」 から順に②、③についてご説明申し上げます。

資料1の1ページ左側の総括図をご覧ください。変更する地区の区域を朱線で示しております。

当地区は、奈良市の南西部大和郡山市との市境界に隣接し、阪神圏との交通結節点である第二阪奈道路宝来ランプの南約2.5キロメートルに位置しており、奈良県により整備が行われている主要地方道枚方大和郡山線に面しております。現在、奈良県北和地域の高度医療拠点病院に位置づけられた新県立奈良病院の建設計画が平成28年度の開院を目指して進められており、アクセス道路との総合的な整備が予定されている地区であります。

現状の都市計画の内容は、市街化調整区域ですが、計画的な市街地整備の実施が明らかになった時点において、農林漁業等との必要な調整を行った上で、随時に市街化区域に編入することができる特定保

留区域に位置づけされています。ほかには、風致地区などの地域地区には該当しておりません。

なお、南北の都市計画道路大和中央道及び東西の都市計画道路大和田紀寺線は、後ほど説明させていただきますが、県による未着手都市計画道路の見直しの結果、都市計画の廃止の手続を並行して進めているところです。

当地区の上位計画による位置づけは、平成23年5月策定の奈良県都市計画区域マスタープランにおいて、都市計画区域全体の将来像として「高度医療拠点病院の設置等により県民が安心できる医療体制を構築し、その周辺を含めて医療・福祉・健康づくりの観点から必要な機能を集積することにより、県民が生き生きと暮らせ、また高齢者等が健やかに暮らせるまちづくりの実現を図る」とされております。

また、本市の上位計画である平成23年7月策定の奈良市第4次総合計画においては、歴史的景観、 自然環境を保存していくことを基本とするゾーンと位置づけられており、さらに平成14年12月策定 の奈良市都市計画マスタープランにおいて「歴史地域にあって、西ノ京丘陵の自然を生かした緑豊かな 住宅地形成を図っていく西ノ京丘陵東麓ゾーン」と位置づけられております。

次に、資料1の1ページの右側をご覧ください。区域区分の変更を行う理由としましては、当審議会においてもご審議いただきました平成23年5月10日告示の奈良県都市計画の定期見直しでの市街化区域と市街化調整区域との区分の見直しにおいて、特定保留区域として位置づけられた地区のうち、七条西町地区(面積約18.2~クタール)について、奈良県が県立奈良病院を県の北和地域の高度医療拠点病院として、新たに本地区に移転整備することが確実となり、周辺地区も含めて計画的な市街地整備の実施が明らかになったことから、当該地区について市街化区域への編入を行うため、変更するものです。

スクリーンをご覧ください。お手元の資料では1の5ページに掲載しています。区域区分の変更計画 図を示しております。変更区域を朱線で表示しています。

現在、特定保留区域に位置づけられた約18.2~クタール全てについて市街化区域への変更を予定しております。区域の東側が、現在の市街化区域に接しており、区域全体の境界は地番界、道路界を基本に、一部は池沼の提塘界、新たに築造される進入路の道路界となっております。

次に、資料1の2ページをご覧ください。区域区分の変更計画書を掲載しております。

次に、資料1の3ページをご覧ください。区域区分の変更計画書の新旧対照表を掲載しております。 左側に新計画書を、右側に旧計画書を掲載しております。人口フレームにつきましては、今回の変更に よる市街化区域内の計画人口の変動が1,000人以下と微細のため、記載の内容の変更はございませ ん。

次に、資料1の4ページをご覧ください。区域区分の変更計画書の新旧対照表の後半を掲載しています。下線の部分が変更内容ですが、特定保留区域に位置づけられた区域の数が5地区から4地区に減少し、非可住系の開発を予定している地区から七条西町が削除されております。

以上が、七条西町における市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(案)です。

次に、七条西町地区における「②用途地域の変更(案)」についてご説明申し上げます。

資料2の1ページをご覧ください。まず、先ほど本会の冒頭に司会の方から紹介いたしました地域主権改革一括法の施行による都市計画法の改正について掲載しております。

地域のことは地域に住む住民が責任を持ってみずからの判断で地域をつくるという地域主権改革が進められ、義務づけ、枠づけの見直しや基礎自治体への権限移譲を規定しております地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地域主権改革一括法)は、第1次と第2次に分けて公布されております。

その主な改正内容は、平成23年8月2日の第1次一括法施行により、市の都市計画決定に関する県知事の協議が同意を必要としない協議とされたこと、本年4月1日の第2次一括法施行により、すべて用途地域の決定権限が市に移譲されたこと、その他、風致地区、道路・公園等の都市施設、土地区画整理事業等の市街地整備事業については、一定の規模に限って決定権限が市に移譲されたことになっております。

このことにより、県の決定事項でありました用途地域の決定につきまして、本案件より改正法の適用 となり、初めて当審議会にて賛否をお願いすることになっております。

次に、資料2の2ページ、総括図をご覧ください。朱線で表示しております変更案の区域は、区域区 分の変更区域と同一の区域になっております。

スクリーンをご覧ください。変更区域の計画図を示しております。変更区域は朱線で表示しておりますが、お手元の資料では2の5ページに掲載しております。

区域の周囲は、北側の中央部分が第一種住居地域に、その東側が第一種中高層住居専用地域に、そして南側と東側は第一種低層住居専用地域に接しております。

区域内については、区域の西側大部分を建ぺい率の最高限度60%、容積率の最高限度300%の第一種住居地域に、北側の道路に接する部分を北側の一部と同じ建ぺい率の最高限度60%、容積率の最高限度200%の第一種住居地域に、東側と北側の池沼を含む一部を第一種低層住居専用地域に区分することを予定しております。

このように変更する理由は、資料に戻りますが、2の3ページをご覧ください。用途地域の変更を行う理由書を掲載しております。

左側の中段2欄に掲載しております変更の理由としましては、先ほども申しましたように、当地区は、 平成23年5月に行われた第5回奈良県都市計画の定期見直しにおいて、公的開発事業の予定される地 区として特定保留区域に指定されております。今回、奈良県による公立病院建設事業が具体化したこと で、特定保留区域が解除され、市街化区域へ編入が行われることにあわせて、周辺の土地利用状況を勘 案し、土地利用計画の進捗状況に即した用途地域の決定を行うことにより、計画的な土地利用と良好な 市街地の形成を図るため行うものです。

次に、3欄に記載しております用途地域種別の選択理由については、本市都市計画マスタープランの 策定以降に、奈良県による公的病院開発を目的とした特定保留区域に指定されたことから、病院立地に 適応した用途地域の決定と病院敷地周辺の土地利用状況を勘案した用途地域の決定を行う必要がある と考えます。

スクリーンをご覧ください。資料2の6ページに記載しております本年9月に報道発表されました新県立奈良病院の土地利用計画図です。

新病院の目指すべき姿として、「新病院が身体的な治療にとどまらず、病気と向き合い、治療に取り組む意欲がわくように、敷地全体でハード、ソフトの両面から整備を目指し」、緑に包まれた病院として「病院敷地全体を六条山地区が持つ自然を生かして、緑の中でいやされる環境を整備する」ことが、平成23年5月、奈良県において新県立奈良病院基本構想基本計画にまとめられています。

病院の構造は、基本設計において鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造で地下1階、地上7階であることが示されております。

資料2の7ページに記載しております、同じく報道発表されました病院のイメージ図です。

上段は、上空北西方向から見た敷地全体の鳥瞰パース、下段は病院内のイメージパースになっております。

このような病院立地を踏まえまして、まず黄色で示した点滅している部分の第一種住居地域ですが、 当該地区内の病院事業区域、約12.93~クタールにおいて、新病院の整備目標である「病院敷地全体を地区が持つ自然を生かして、緑の中でいやされる環境を整備すること」を実現化するためには、患者、職員双方の負担を軽減し、敷地内における横移動の距離や時間の短縮を図り、エレベーター等の縦移動を効率的に利用することで、多階層化する建築施設を可能とすることが必要であると考えております。

また、病院事業区域全体で、周辺住宅地の住環境に配慮して、現在の緑地を保全、整備し、建物施設の各敷地に、将来の医療機器等の技術革新等に対応した施設や高度医療拠点病院機能を支援する施設のため、増築スペースを確保すること、土地の高度利用を可能にすることが必要であると考えております。このようなことから、病院事業区域については、奈良市域における高度医療拠点病院に必要とされる施設内容を考慮して第一種住居地域を選択し、将来的に土地の高度利用を図り、緑豊かな多くのオープンスペースを生み出すことで、周辺住民と患者の視点に立った環境形成を図るため、建ペい率60%、容積率300%を定めようとするものです。

次に、黄色で示した点滅している部分の病院事業区域に隣接する第一種住居地域ですが、病院区域以外の共同住宅、戸建て住宅など、既存の住居地域に面する民間開発予定区域、約3~クタールについては、地域のための生活利便施設や公的病院と連携可能な医療福祉系施設の誘導を図り、周辺の居住環境と調和した住宅地形成を図るため、北側の一部と同じく建ペい率60%、容積率200%の第一種住居地域を定めようとするものです。

次に、緑色で示した点滅している部分の第一種低層住居専用地域ですが、当該区域の東南の低層戸建て住宅地域に面する民間開発予定区域約2.31~クタールについては、居住環境の悪化をもたらすおそれのある建物用途の混在を防止し、住居の専用性を高め、周辺の用途地域との整合を図るため、建ペい率40%、容積率60%、壁面後退距離1メートル及び建築物の高さの最高限度10メートルの第一種低層住居専用地域を定めようとするものです。

次に、資料2の4ページをご覧ください。左側に、用途地域の変更計画書を掲載しています。右側には、変更計画書の新旧対照表を掲載しております。黄色に着色した欄が、今回の変更に係る項目で、上段の括弧書きの数字が変更前の面積を示しております。用途地域の指定面積の合計は、約18.2~クタールの増加となっております。

以上が、七条西町地区における用途地域の変更(案)です。

次に、「③高度地区の変更(案)」についての説明に移らさせていただきます。

それでは、資料3の1ページの総括図をご覧ください。総括図は、2つの地区の変更位置を朱線で表示しております。

次に、資料3の2ページの左側をご覧ください。七条西町地区の変更案の区域は、区域区分の変更区域から第一種低層住居専用地域の指定を予定している区域を除外した区域になっております。この理由は、奈良市では第一種低層住居専用地域に用途地域にあわせて建築物の最高高さを指定することから、高度地区の指定は行っておりません。

スクリーンをご覧ください。変更区域の計画図を示しております。変更区域は朱線で表示しております。お手元の資料では3の6ページに掲載しております。

区域の周囲は、北側の中央部分とその東側が15メートル高度地区に接しております。

区域内については、区域の西側病院事業区域である建ペい率の最高限度60%、容積率の300%の 第一種住居地域に25メートル高度地区を、その他、北側の道路に接する部分である建ペい率の最高限 度60%、容積率の最高限度200%の第一種住居地域に15メートル高度地区を指定することを予定しております。

このように変更する理由は、資料に戻りますが、3の3ページをご覧ください。高度地区の変更を行う理由書を掲載しております。

左側の中段2欄に記載しております変更の理由としましては、先ほども申し上げましたが、公的開発事業に予定される地区として特定保留区域に指定されております当地区において、今回奈良県による公立病院建設事業が具体化したことで特定保留区域が解除され、市街化区域へ編入が行われることにあわせて、土地利用計画の進捗状況に即した用途地域の決定を行うとともに、高度地区についても用途地域の変更内容と整合を図るため、所要の変更を行うものです。

次に、3欄に記載しております高度地区メニューの選択理由については、市都市計画マスタープランの策定以降に奈良県による公的病院開発を目的とした特定保留区域に指定されたことから、病院立地等に適応し、かつ用途地域と整合が図られた高度地区の決定を行う必要があると考えております。

また、奈良県の高度地区運用ガイドライン(平成10年8月策定)を受けて作成しました奈良市の高度地区を指定する基本的な考え方においても、当該地は保全的エリアを定める風致地区、世界遺産のいずれにも該当しないことから、市街化編入された後は、中間的エリアとして住宅地の住環境に配慮しながら弾力的な高度指定を行う地区に該当しております。

また、奈良市の主な視点場である平城宮跡及び西の京大池からの歴史的眺望景観においても、影響の少ない地区と考えます。

このような基本的な考え方を踏まえまして、高度地区メニューの選択理由は、用途地域と同様に、当該地区内において新病院の整備目標を実現化するためには、患者、職員双方の負担を軽減し、施設内における横移動の距離と時間の短縮を図り、エレベーター等の縦移動を効率的に利用することで、他階層化する建築施設を可能とすることが必要であると考えます。

また、病院事業区域全体で、周辺住宅地の住環境に配慮して、現在の緑地を保全、整備し、建物施設の各敷地に将来の医療機器等の技術革新等に対応した施設や高度医療拠点病院機能を支援する施設のため、増築スペースを確保すること、土地の高度利用を可能にすることが必要であると考えます。

このようなことから、奈良市域における高度医療拠点病院に必要とされる高さに即した高度地区を決定し、将来的な土地利用を確保する用途地域の種別を行うことによって、緑豊かな多くのオープンスペースが生み出され、周辺住民と患者の視点に立った環境形成が図れるものと考えます。

スクリーンをご覧ください。以上のことから、今回の用途地域の変更に伴う高度地区の指定については、画面で紫色で示しております建ペい率60%、容積率300%である第一種住居地域、病院事業区域の約12. 93~クタールについては、25メートル高度地区を選択しようとするものです。

また、黄色で示しております建ペい率60%、容積率200%である第一種住居地域の区域約3へクタールについては、地域のための生活利便施設や公的病院と連携可能な医療福祉系施設の誘導を図るため、高度地区運用ガイドラインの標準メニューである15メートル高度地区を選択しようとするものです。

次に、資料3の5ページをご覧ください。左側に、高度地区の変更計画書を掲載しております。右側には、変更計画書の新旧対照表を掲載しております。

赤文字の数字が今回の変更に係る項目で、上段の括弧書きの数字が変更前の面積を示しております。 七条西町地区における高度地区の指定面積は、25メートル高度地区及び15メートル高度地区の合 計で約15.9~クタール、高度地区合計で約2,515.9~クタールから約2,531.8~クタ ールへ増加となっております。

資料3の8ページをご覧ください。8種類の高度地区の規制を図式化したものです。

以上が、七条西町地区における高度地区の変更(案)です。

区域区分の変更、用途地域の変更及び高度地区の変更の都市計画案につきましては、本年7月15日 に公聴会を開催し、県決定案については2名の方、市決定案については2名の方の公述意見をいただき まして作成いたしております。

また、本年10月23日から11月6日までの間、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧を実施しましたところ、区域区分の変更案については、奈良県において2名の方、奈良市において2名の方が縦覧をされましたが、意見書の提出はございませんでした。用途地域の変更案については4名の方が、高度地区の変更案については5名の方が縦覧をされましたが、いずれも意見書の提出はございませんでした。

なお、当地区において、病院施設や周辺の住宅地と調和した住宅市街地を形成するため、現在地区計画の決定手続を進めておりまして、決定案が整い次第、当審議会でのご審議をお願いしたいと考えております。

以上、七条西町地区における都市計画の変更(案)についての説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

はい。ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから説明を受けましたが、七条西町地区の分について、市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(案)、それに関する用途地域の変更(案)及び高度地区の変更(案)、この3つについて説明いただきました。

では、これらの説明内容につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○○委員

すいません、ちょっとこの分野、全く詳しくないんですけれども、幾つか、すみません。 まず、1の1の特定保留区域、これの括弧書きというのは、もうどこかに定められた文言であるとい うことでよろしいんでしょうか。

会長

はい。事務局、お願いします。

事務局

定められているものですね。奈良県の定期見直しと申しまして、定期的に都市計画の全体の見直しが行われるんですけれども、市街化区域と市街化調整区域との区分の変更についての基本的な考え方の中に、ここに出てますように、事業の熟度が増して、事業が確実に行われることになったときに、随時に市街化区域への変更の手続を進めることができる地区として特定保留をすること、人口フレーム、もしくはその他のフレームをもとに保留することができる地区という形で定められております。

○○委員

わかりました。じゃあ、もうこの括弧書きのところは、どこかに定められた特定保留区域についての 定義づけというのがもうなされているということですね。

事務局

そうですね、はい。

○○委員

それに沿って今回は変更されるということでよろしいですね。

事務局

はい。

○○委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

いや、農林漁業という漁業が、河川とかも伴うということですよね。だから、文言としては、これで 問題ないというか、そのままということですね。

事務局

はい。

○○委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

あと、これも全然私は、ちょっと専門外というか、わからないんですけども、2の5とか、それから2の6、そして3の6ですか、これらの地図で、2の5と3の6というのは、同じ地図ですけれども、区域が第一種住居地域の中にも建ぺい率とかが違う区域がありますし、また同じ区域だけども15メートル高度のところと25メートル高度のとこがあると。そして、池のところは、2の5については変更区域というのが池も含まれてるんですけれども、3の6は、高度変更がないということだと思うんですが、池のところは除外して変更区域と定められているのですが、これはもう変更区域として高度利用と住居地域の区分利用というか、用途地域の変更が区域が違ってもいいということでよろしいですよねという確認が1点と、同じ第一種の中にも建ぺい率等が違うところがあるというような時も、もう黄色なら黄色で一括して区分されてるというか、一括して塗られて、どこからが建ぺい率とかいうその境目は特に設けてないですけれども、そういう扱いでいいのでしょうかという、これも確認でちょっと教えていただきたいんですが。

事務局

そうですね、緑のところ、池沼を含む部分が高度地区の指定に含まれていないということなんですけれども、都市計画法のほうで、第一種低層住居専用地域につきましては、10メーターないしは12メーターの建築物の高さの最高限度をあわせて定めることができるとされておりまして、奈良県におきましては、基本的に第一種低層住居専用地域においては10メーターの高さの最高限度をあわせて定める

というふうになっております。ですので、同じ制限になりますので、高度地区指定においては、改めて 10メートル高度というものを指定することは奈良市のほうでは行っておりません。ですので、区域が 違っているということについては特に問題はございません。

それから、第一種住居地域でよろしいですか、黄色の区域とおっしゃいましたので。もともと、建ペい率、容積率につきましては、用途地域のごとに標準的なメニューということで奈良県から示されたものがございます。それにつきましては、基本的に第一種住居地域であれば、奈良市のほうでしたら標準的に60%の建ペい率と容積率の200%、多くの地域で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域以外の区域については、ほとんどが60の200という制限になっておりますけれども、第一種住居地域につきましては、特に高度利用が必要となる場所については300%を定めることができるというふうに奈良県の基準で示されております。ですので、こちらにつきましては高度利用が必要な場所というふうに判断いたしまして、300%の容積率をあわせて第一種住居地域の中で定めようとするものです。

それから、高さにつきましても、その容積率との標準メニューということで高さの基準というものが 示されておりますので、容積率とあわせて高さの決定を行うというのが通常の手続になっております。

会長

よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問ございますか。特にございませんか。はい、どうぞ。

○○委員

あと、2の6の建築図で、これは直接にはここで審議には上がらない事項だったと思うんですけれども、この辺、切り土盛り土がいろいろ敷地内で行われるかなと思うんですが、そのあたりはどこかでもう審議されて、周りの環境に対して問題ないということで、こういうパース図ができてきたということでよろしいでしょうか。

会長

はい。事務局、いかがでしょうか。

事務局

今のご質問にお答えさせていただきます。

これは、実際県のほうで事業をやっておりまして、この事業につきましては、法律上、環境アセスメントの必要はないということにはなっております。また、県の条例においても対象外ということになっておるんですけども、県の担当事業課のほうでは自主的に環境アセスメントの調査をしているというのは聞いております。ただ、まだ公表する段階ではないということで、私どもの手元にはまだ資料は来ておりません。

以上でございます。

○○委員

配慮しながらという、もう県の建物で、しかも病院ですので、そのあたりを配慮されてこういう形ということでよろしいですか。はい、ありがとうございます。

会長

はい。ほかにございませんか。

では、ないようですので、最初に事務局から説明ありましたが、この七条西町地区については3つの 案が出ております。まずは、市街化区域と市街化調整区域との区分変更(案)についてお諮りをしたい と思います。これは県決定の案件でございますので、原案どおり市として了承するかどうかについてお 諮りをしたいと思います。

いかがでしょうか。異議ございませんでしょうか。

(委員から異議なしの声)

では、異議なしということでございますので、大和都市計画の市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(案)については原案どおり了承するということにさせていただきます。

それでは、用途地域の件ですが、大和都市計画用途地域の変更(案)について、これは市が決定する 都市計画でございますので、都市計画法第19条の規定によりまして賛否をとりたいと思います。

本変更(案)について、原案どおり変更することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(举手)

ありがとうございます。では、出席委員全員の賛成によりまして、大和都市計画の用途地域の変更(案) については原案どおり可決といたします。

続きまして、高度地区でございますが、これは先ほど説明がありましたように、もう一地区ございま すので、後の地区とあわせて、一括で賛否をとらせていただきたいと思います。

では、引き続きまして、次の案件のほうで、大和都市計画高度地区の変更(案)鶴舞東町地区分とそれに関連します地区計画の決定(案)について、一括して事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、鶴舞東町地区における「③高度地区の変更(案)」についてご説明申し上げます。

資料3の2ページ、右側の総括図をご覧ください。黄色で示す15メートル高度地区における変更区域を朱線で表示しております。変更区域は、近鉄学園前駅の北約400メートルに位置し、昭和30年代後半に、当時の日本住宅公団、現在の独立行政法人都市再生機構により開発がなされた大規模住宅団地の東側街区の一部、約9.2~クタールの区域です。周辺は、民間の開発により、集合住宅や一戸建て住宅などの住宅地が形成されています。

変更区域の西側を南北に縦貫する都市計画道路奥柳登美ヶ丘線は、商業、業務施設が集積した駅周辺 地区と本市西部の住宅地区を連絡する主要道路であり、市都市計画マスタープランにおいて、地域の生 活文化軸として歩行者に安全で快適な地域のシンボルロードとしての整備を図るものとしています。

近鉄学園前駅を中心にピンク色の31メートル高度地区、その北側に水色の20メートル高度地区、 これらを囲むように15メートル高度地区が指定されています。

また、奈良市の高度地区を指定する基本的な考え方においては、鶴舞東町地区も保全的エリアを定める風致地区、世界遺産のいずれにも該当しないことから、七条西町地区と同様に中間的エリアに位置し、

景観に影響のない範囲で住環境に配慮しながら弾力的な高度地区の指定が可能なエリアとして位置づけております。

スクリーンをご覧ください。左側に変更後の計画図を、右側に現在の計画図を表示しております。お 手元の資料では3の7ページに掲載しております。朱線で表示した区域において、15メートル高度地 区から20メートル高度地区への変更を予定しております。

都市計画道路奥柳登美ヶ丘線を挟んで、区域の西側に位置する鶴舞西町地区につきましては、平成20年の4月に20メートル高度地区に変更し、あわせて地区計画を定めることで、先行工区として団地の建てかえ工事が進んでおります。

UR都市機構鶴舞団地の敷地のうち、北東部分の一部、ここです、学園朝日元町及び学園朝日町に接する箇所については、戸建て住宅用地としての土地利用が予定されているため、15メートル高度地区の変更はございません。

このように変更する理由は、資料に戻りますが、3の4ページをご覧ください。高度地区の変更を行う理由書を掲載しております。

ページの中段2欄に記載しております変更の理由としましては、鶴舞団地は高度経済成長期の大阪都市圏への人口集中の受け皿となる郊外住宅団地として建設されましたが、現在の社会は、経済の低成長、地価の下落傾向、人口減少、少子・高齢化、環境との共生に特徴づけられる成熟社会へと移行しており、社会の成熟化とともに都心近郊に住宅購入が可能になってきたことや生活時間のゆとり志向から、職場と住宅が近接する都心居住ニーズが高まったことなどにより、郊外居住地は衰退傾向にあります。

また、鶴舞団地においては、鉄道駅の徒歩圏にありながら、居住者層の高齢化が顕著であり、建物施設の老朽化が進んでいることが地域的な課題の一つとなっております。

このことから、鶴舞団地の建てかえに際し、地域のにぎわいと魅力ある住環境の創出を図り、高齢者、 子育て世帯が安心して暮らせる環境整備を行うなど、団地のみならず地域の持続的発展を支える計画を 誘導する必要があると考えます。

このため、土地の高度利用を図ることにより、既存の緑と地形を生かしたオープンスペースや魅力ある住環境の創出、住宅内のバリアフリー化や住まい手の多様なニーズにこたえる快適で高質な住宅ストック確保が可能となるとともに、都市計画道路奥柳登美ヶ丘線の歩行者空間の確保とゆとりある街路景観の形成を促進できると考えております。

現在の鶴舞団地は、昭和40年代初期の団地建築の標準的サイズで構成されており、住戸の規模、階高、間取り、住宅設備機能などが近年の集合住宅に要求されている水準と比べて下回ることから、エレベーター設備の欠如など、居住者の加齢に対応することが困難な状況にあります。

一方、高齢期の介護への対応としては、在宅での家族介助や外部サービスの利用など、介護場所としての在宅志向が強く、車椅子が使用できるよう、室内の段差解消や廊下、台所、トイレ、浴室等の空間の確保など、1戸当たりの床面積は大きく必要となります。

今回、UR建て替え計画では、例えば2DKの場合の専用面積が約27平方メートルのものが約55 平方メートルと約2倍に拡大される予定となっております。

また、阪神大震災以降求められる耐震性能を確保するためには、梁、床等の断面積の増加により階高も増加しております。

1階当たりの床面積が大きくなった建物を現状の15メートル高度地区のままで建築可能な4階建てとすれば、隣棟間隔が狭く、日照や通風の面でも配慮の無いものとなります。

周辺環境との調和や歩道と一体となった空間を地区計画による壁面の位置の制限により建築できな

い部分として創出しているため、高度の変更は必要であると考えております。

また、地区計画の導入によって、一般建築物の高さの最高限度を17メートルに制限し、秩序ある土 地利用に資する建築物並びに良好な景観形成に資する建築物の誘導を図ることで、景観への影響は少な いと考えております。

お手元の資料では3の9ページに掲載しております。市と都市再生機構の間で協議を進めております 土地利用計画の内容を表示しています。この図では、左側を北方向で表示しております。

今回の事業で整備される予定の公共施設といたしましては、現在の団地内通路を基本に、整備された後に奈良市の管理となる区画道路をグレーで示しております。区域の東側に位置する現在の法面については、遊歩道の機能をあわせて整備され、奈良市管理の緑地となる予定です。図では緑で示しております。区域全体での開発公園につきましては、オレンジで示しております。

建築計画は、区画道路によって大きなゾーンで区分されており、ピンク色のゾーンが、現在団地にお 住まいの方々が帰り入居されるため、先行して建て替え建築される中高層住宅ゾーンとなっております。 ベージュ色のゾーンが、都市計画道路の沿道にあって、福祉施設等の誘致も可能な中高層住宅・施設 ゾーンとなっております。

水色のゾーンが、新たに整備される緑地に隣接して開発される低層住宅ゾーンとなっております。 なお、この土地利用計画図に示した公共施設の詳細については、開発協議の結果、変更される可能性 がございます。

都市再生機構による具体の建築計画について表示しています。本日お配りした別紙参考図に掲載しております。

図面の区域は、鶴舞東町地区の中で南側に位置し、平成26年度に帰り入居される予定で、現在の居住者のために先行建て替えされる街区のみを示しています。現在、基本設計段階でありますが、先行建築される団地住棟がピンクで、駐車場がグレーで示されています。建築物は、赤字の一点鎖線で示します敷地境界線からの壁面の後退を確保し、見づらくて申しわけございませんが、右下方の囲み図で示しておりますように、オレンジの従来の住棟に比べ、長手方向にコンパクトな住戸配置となっております。

この図面では、計画戸数は369戸で、以降の工区の建築計画は現在のところ未定ですが、東町区域 全体での計画戸数は、戸建て住宅を含めて約1,100戸を予定しております。

今回、区域の西側、鶴舞西町地区において先行建て替えされたUR都市機構学園前・鶴舞の写真を表示しています。お手元の資料では3の11ページに掲載しております。

当鶴舞東町地区についても、同様な整備手法により、敷地内の公共施設整備と都市計画道路奥柳登美ヶ丘線の歩道整備を進める計画となっております。

資料3の5ページをご覧ください。左側に、高度地区の変更計画書を掲載しています。右側には、変更計画書の新旧対照表を掲載しております。

15メートル高度地区から20メートル高度地区へ約9.2~クタールを変更することに伴い、七条西町地区における変更とあわせて、現在の15メートル高度地区の面積は約1,664.2~クタールから約1,659~クタールへ減少し、現在の20メートル高度地区の面積が約354.8~クタールから364~クタールに増加し、現在の25メートル高度地区の面積は約192.1~クタールから約205~クタールへ増加となります。

以上が、鶴舞東町地区における高度地区の変更(案)についての説明です。

引き続き、鶴舞東町地区における「④地区計画の決定(案)」ついての説明に移らさせていただきます。

資料4の1ページの左側の総括図をご覧ださい。地区計画の区域を朱線で表示しております。

当該区域は、都市再生機構による鶴舞団地東町の建て替え約11.6~クタールの区域です。近鉄学園前駅を中心に商業地域が指定され、当区域はその北側に位置する近隣商業地域に接しております。区域の北東は第一種低層住居専用地域が、南東は第一種住居地域が、西側及び北側には第一種中高層住居専用地域が指定されています。

地区計画の区域は、東側の法面などを除き、第一種中高層住居専用地域に位置しております。

次に、資料4の1ページの右側をご覧ください。こちらには、鶴舞東町地区地区計画についての概要 を掲載しています。

今回、鶴舞団地東町の建て替え区域約11.6~クタールに地区計画を決定する理由は、高度地区の変更にあわせて地区計画を定めることにより、周辺住宅地の居住環境と調和した市街地形成の誘導、都市計画道路奥柳登美ヶ丘線の歩道と一体となった歩行者空間の確保、秩序ある土地利用等に資する建築計画を誘導することにより、良好な市街地形成を図ることを目的としております。これら歩行者空間の確保、居住環境との調和などを図るために、地区計画に定める内容についてご説明いたします。

今回、都市再生機構が予定している土地利用計画のゾーニングの特性に応じたA地区(中高層住宅地区)約8.4~クタールとB地区(低層住宅地区)約3.2~クタールに細分化し、制限を定めます。B地区は、先ほど高度地区でご説明いたしました土地利用計画において、水色の低層住宅ゾーンに該当しております。

最初に、周辺住宅地の居住環境と調和を図るため定める内容として、1項建築物の用途の制限を定めます。A地区については、中層集合住宅を核にした良好な市街地を形成するため、自動車車庫(建築物に付属するものを除く)の建築を禁止します。B地区については、周辺の低層戸建て住宅地の良好な住環境と調和した低層住宅を主体とした住宅市街地を形成するため、長屋住宅、共同住宅等の建築を禁止しています。

また、2項建築物の敷地面積の最低限度を定めます。敷地の狭小化を防止するため、敷地面積の最低限度を130平方メートルに制限します。

また、3項建築物の建ペい率の最高限度を定めます。B地区において、敷地にゆとりある建築形態を誘導するため、50%に制限を行います。

また、4項建築物の壁面の位置の制限を定めます。周辺学校施設や住宅地の環境に配慮した調和を図り、隣接する区域の日照等について現状と著しい変化を生じさせないことを目的として、地区計画の区域境界線に対する制限内容を定めます。また、地区内の敷地にゆとりを確保するため、区域内の敷地境界線に対する制限内容を定めます。さらに、都市計画道路奥柳登美ヶ丘線の歩道と一体となった歩行者空間の確保を図るため、奥柳登美ヶ丘線の道路境界線に対する制限内容を定めます。

次に、秩序ある土地利用等に資する建築計画の誘導を図るため定める内容として、5項建築物の高さの最高限度を定めます。A地区では、高度地区の変更により、建築物の高さの最高限度は20メートルとなりますが、地区計画で建築物の高さの最高限度を17メートルに制限し、建築基準法第59条の2に規定する総合設計制度の許可建築物や建築基準法第86条に規定する公告対象区域内の建築物など、秩序ある土地利用に資する建築計画及び良好な景観形成に資する勾配屋根の建築計画については、建築物の高さの最高限度を20メートルとして立地誘導を図るものです。B地区では、地区周辺の低層戸建て住宅地との調和に配慮して、10メートルに制限を行います。

最後に、良好な沿道空間を誘導するため定める内容として、6項建築物の形態・意匠の制限を定めます。建築物の外壁や屋根の色彩について制限を行い、建築設備や屋外広告物についても景観に配慮した

修景の誘導を図るよう制限を行います。当地区では、地上階数が3以下の自己居住用住宅と、それ以外の中高層住宅及び営利施設などでは異なる制限を設けています。

また、7項垣またはさくの構造の制限を定めます。B地区において、道路に面する部分の緑化を推進し、快適な歩行者空間を創出するため、制限を行います。

ここで、今回の地区計画による壁面の位置の制限が多様な内容になりますので、詳しく説明させていただきます。ご確認ください。

スクリーンをご覧ください。お手元の資料では4の13ページに掲載しております。

この図は、第4項の壁面の位置の制限により確保できる歩行者空間を示しております。左に現況写真と断面図で、現況の歩道幅員は2.5メートルとなっております。都市計画道路奥柳登美ヶ丘線の整備では、歩道幅員は標準4.5メートルの整備となります。奥柳登美ヶ丘線の道路境界線に対して3メートルの壁面の位置の制限を定め、その空間を植樹帯として活用することにより、右図のようなゆとりある街路景観の創出が可能になります。

次に、資料4の14ページ左側に示した計画図において、地区計画の各区域境界に対する壁面後退の 距離をご確認ください。奥柳登美ヶ丘線からは3メートル以上、一部 a - a 区間については道路と現況 地盤高さの高低差が著しく、法面保全のため6メートル以上と定めます。

b - b 区間の北側の区域境界線からは、建築物の各部分の高さが 10 メートルを超える場合は 15 メートル以上、高さが 10 メートル以下の場合は 5 メートル以上です。

d - d 区間の南側の区域境界線からは5メートル以上です。

東側のUR先行建で替え街区については、c-c区間の区域境界線から15メートル以上、低層住宅 ゾーンについてはe-e区間の法面保全のため整備する緑地境界線から1メートル以上となります。

高度地区の変更と地区計画の決定により、鶴舞団地東町地区に定める建築制限を総括しますと、こちらの断面概念図になります。お手元の資料では4の14ページ右側に記載しています。

概念図は、黄色の線が現況の15メートル高度地区での建物高さの制限を示し、黒の斜線の範囲が現 状の建築可能範囲を示しています。

今回、20メートル高度地区への変更とあわせて地区計画を定めた場合は、一般的な建築物は17メートル以下の水色の範囲が建築可能範囲になり、さらに秩序ある土地利用に資する建築計画及び良好な景観形成に資する建築計画については、赤色で着色した部分まで建築可能となります。

断面図①に示す区域北側の鶴舞小学校、幼稚園の隣接部分では、現況の15メートル高度地区における建築可能範囲が建築基準法に規定された日影規制の関係で傾斜しております。今回の地区計画において、建築物の部分の高さが10メートルを超えるものとそれ以下のもので、壁面位置の後退距離制限が15メートルないしは5メートルと異なるため、階段状の建築可能範囲となっております。

断面図②に示すUR先行建築部分の東西方向断面では、西側の奥柳登美ヶ丘線から3メートルの壁面後退制限を定めます。また、東側は既存の住宅地に接する地区計画区域境界線から新しく整備される緑地を含めて、15メートルの壁面後退制限を定めます。

断面図③に示す区域南側の近隣商業地域の街区に接する地区計画区域境界線から5メートルの壁面 後退制限を定めます。

資料4の2ページをご覧ください。こちらから4の5ページには地区計画の計画書を掲載しております。これらの制限のほかに、今回地区内で整備される公共施設を地区施設として定めます。右側の中段をご覧ください。こちらになります。区画道路1、区画道路2が幅員10メートル、区画道路3が幅員6メートルから10メートル、区画道路4が幅員6メートルとなります。歩行者専用道路、緑地及び公

園についても位置を定めます。

スクリーンの右側をご覧ください。お手元の資料では資料4の3ページに掲載しております。

大変申しわけございません。このページ中段右(7)項の1行目に1文字誤字がございました。地方公共団体の市庁の箇所の「市」の文字ですが、本来赤字でスクリーンでは示しておりますが、2行目の支所と同じく「支」えるとの文字を用いるところを誤って表記しております。お手数をおかけいたしますが、申しわけございません、訂正をお願い申し上げます。

資料4の6ページをご覧ください。危険物の数量を定める別表1を掲載しています。

資料4の7ページをご覧ください。建築物の外壁や屋根の色彩について、定める別表2、別表3を掲載しています。

スクリーンをご覧ください。お手元の資料では4の10ページに掲載しております。屋根の色彩基準を示しています。

お手元の資料では、4の11ページに掲載しております。3階以下の専用住宅以外の建築物の外壁や 柱の色彩基準を示しています。

お手元の資料では、4の12ページに掲載しております。3階以下の専用住宅の外壁や柱の色彩基準を示しています。

資料4の8ページをご覧ください。屋外広告物の規制内容の別表4を掲載しております。

資料4の9ページ左側をご覧ください。計画図Iには、A地区、B地区の区分及び建築物の壁面の位置の制限を表示しております。

資料4の9ページ右側をご覧ください。計画図IIには、区画道路の区分及び公園、緑地などの地区施設の位置を表示しております。

以上が、鶴舞東町地区地区計画の決定案ですが、これらの都市計画案につきまして、本年10月23日から11月6日までの間、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧を実施しましたところ、高度地区の変更の案については5名の方が、地区計画の決定案については3名の方が縦覧をされましたが、いずれも意見書の提出はございませんでした。

以上、鶴舞東町地区地区計画の決定(案)についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

はい。ご説明ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから鶴舞東町地区について大和都市計画の高度地区の変更(案)及び地区計画の決定(案)についてご説明あったとおりですが、これの内容につきましてご質問ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。○○委員。

○○委員

登美ヶ丘中町線と書いてあるのは、奥柳登美ヶ丘線ですか、それに面するところの緑地計画、壁面後退3メートルもして、歩行者の歩道からもできるだけ配慮するというふうな提案がありましたけれども、これまでよりも、図面見ますと、道路面に対してかなり接近して建てられる住棟もあるように思います。それで、高さも幾分高くなりますし、圧迫感のないように、本当言えばもう少しAの2棟の6F、6階建てですね、このあたり、道路からもう少し後退されると高さからの圧迫感も景観上の考慮というのが

やりやすくなるように思われるんですけれども、かなり道路に接近してスケールかなり大きくなりますから、そのあたりが接近して計画されていますので、とりわけ沿道の緑量のボリュームですね、これまで鶴舞団地はヒマラヤシーダー、当時非常に流行りましたシーダーをたくさん植えられていて、それがかなり成熟して、両方に中層でかなりの緑量を保っていたと思うのですが、今回西側のほうも少しそういうものも、緑量が現時点では少し減っているように思われますので、こちらの計画についてもできるだけ圧迫感のないよう景観を十分配慮した緑地計画、ランドスケープの計画をお願いしたいと思います。以上です。

会長

はい。これは要望というか、それに配慮してくださいということでよろしいんですか。これ何か事務局、何かございますか。

事務局

委員のご提案にお答えさせていただきたいと思います。

この奥柳登美ヶ丘線からセットバックし、緑地を更に増やしてというご質問やったと思いますけども、例えばこの区域の北側なんかでしたら、この後退線よりも更にそこから法面が発生いたしますので、建物自体は、まだかなりセットバックした状況で建てられるという形になってくると思います。だから、法面の植栽のやり方なんかでは、かなりまだ緑が確保できるんじゃないかというふうに感じております。そして、高度地区にあわせまして建物の高層化、それから地区計画の周辺の後退距離の確保によりまして空間地がかなり確保できますので、その辺のところでも、住環境の維持の観点から緑の確保がかなり保たれるんじゃないかという認識は持っております。

以上でございます。

会長

○○委員、よろしいですか。

○○委員

ぜひともその配慮を十分していただきたいと思います。そういうことでしたら、はい、よくわかりましたので、ぜひお願いしたいと思います。確認ということで質問もさせていただきました。

会長

はい、わかりました。では、ほかにご質問ございますか。はい、○○委員。

○○委員

はい、すみません。ちょっと商業者の立場からなんですけれども、たまたま私の会社のお店も、この学園前の駅のとこの〇〇(店舗名)というところに店舗を構えておりまして、もうここ10年、15年ぐらいなんですけれども、近隣の高齢化が非常に進んでます。それで、高齢化が進むとどうなるかというと、皆さん、車でも買い物になかなか来られなかったりとか、もしくは買い物をされても自力で持って帰れないという方が非常に多くなってこられまして、近隣の大型店は、各自宅へ配送したり、いわゆる通販によるお取り寄せというのが非常に多くなってきて、私どもの会社もそういうことにいろいろ対

応してるんですけれども、そういう、もう超高齢化住宅地区、この鶴舞も同じようなことなんですけれども、そういったときに、この区画道路が住宅の中に入っていったときに、各ご自宅のお住まいの駐車スペースというのは十分あるんですけれども、ほかの者が持って入るとか、そういう業者のそういうスペースもどうなのかなと。ぜひその辺は考えておいていただいたほうが、単なる商業者の立場というだけじゃなくて、お住まいされる方にとっても非常に利便性のいいことではないかなというふうに思いまして、その辺の区画道路の幅とスペースについて、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

会長

事務局のほうでお答えできますか。

事務局

区画道路につきましては、市の道路に移管されて市道という形で今後整備、それから維持のほうをさせていただくということで、事業者のほうとは協議が担当課のほうでは進んでおります。ですので、おっしゃるような荷さばき、それから宅配等についての駐車場というのは、具体的な建築計画の中で配慮されるように事業者のほうにこういったご意見が出てますよということで申し伝えていきたいと考えております。

○○委員

はい、ありがとうございます。ぜひその辺の配慮は、これからいろんな、ここに限らず高齢化社会を 迎えるこのまちにとっても必要だと思いますので、ぜひご配慮のほうよろしくお願いいたします。

会長

はい、ありがとうございました。ほかにご質問ございますか。どうぞ、○○委員。

○○委員

図の3の9なんですけれども、今回、高度地区と地区計画決定をするに当たりまして、ピンク色の中高層住宅ゾーンについては、今現在3の10のほうに参考図が示されていて具体的なイメージが把握できるんですけども、そこからこの3の9の図でいいますと黄色とか水色とか、それ以外のエリアについても同時に決定していくというような位置づけになってるかと思うんですが、同じ3の9の図の右上のほうに、細かいことなんですけれども、公共施設の詳細は変更される可能性がありますと書いてあって、恐らくこの参考図に示されているような開発が残りのエリアにも展開されるんだろうなとは想像するんですけども、その辺がまだ確定的でないという状況かと思います。そういう状況下で、これ一括決定して、一抹の不安が残るんですけれども、将来像として残りのエリアについてはどこまで確定的なのかということを教えていただきたいというのが1点です。

あと、もう一点は、先ほど○○委員のほうからご指摘があったのと非常に近いんですけれども、図の4の13のところに、緑地を確保するために一定程度法面を取るということなんですが、この詳細図を見ますと、高さ2メーター程度の垂直法面も出てておりまして、このあたりの景観的な対応については、このパースを見る限り、何となく打ちっ放しに見えてしまうんですけども、こういう細やかな緑地、緑をふやすということと同時に、こういった垂直法面等の景観的な配慮についても是非とも検討していただきたいなというふうに考えております。

すいません、もう一点なんですけども、図の4の14で壁面後退距離に応じて高さ制限を変更するということで、現在斜線制限が当たってるところにかからないように、既存の黄色の線の斜線にかからないように段上に、例えば1の1の断面図にあるように高さ設定をされてると思うんですけども、ちょっとこの地域のことは詳しくわからないんで、15メーター以上離れた場所について、これ斜線が当たってくるとは思うんですけども、この辺は、この地区の場合は問題ないんですか。北側斜線の場合というのは、かかってくる可能性があるのかなというふうにちょっと危惧したんですけども、そのあたりちょっと補足をいただければと思います。

会長

じゃ、すみません、以上3点についてご回答願います。

事務局

1個ずつ行きます。

まず、先行建て替え区域以外の部分のという話なんですけれども、地区計画のほうで、まず地区施設という位置づけで、区画道路、それから公園、歩行者専用道路等は設置することを担保される形になりますので、少なくとも、土地利用の建物の具体的な計画は今のところは出ておりませんけれども、ゾーニングとあわせて低層戸建て住宅を主体としたB地区というものは土地利用の大きな目的は変えることはできませんし、また公共施設の整備については、この事業が都市計画法の29条の開発事業という形で公共施設をつくっていくということで既に一定の公共の担当者、担当課との協議も進んでおりますので、詳細が変わるという意味でして、大きくゾーニングが変更されるというのは、今のところはそういう意味を含んだ意味合いではございません。大きくは道路の計画というのは、もう既にほぼほぼ決定された内容であり、そこまで熟度が高まっておりますので、地区計画のほうで地区施設として定めさせていただいております。

会長

じゃあ、あと2点について。

事務局

垂直の擁壁につきましては、現況が法面であり、ここは地盤面が道路面よりも結構高さがありますので、一定道路後退して今の都市計画道路の計画幅員を確保して歩道を作りますと大きな造成になるんです。すべて地盤面を下げていくという形で計画いたしますと。そうすると、奥柳登美ヶ丘線といいますのが、都市計画道路ではありますけれども、幅員と、それから車線も対向1車線ずつの2車線道路という形で整備されておりますので、整備途中ですけれども、交通量としてそういう大きな工事車両等が通行できる容量を持っていない道路ということになります。ですので、できるだけ区域内で、搬出土量の出ないような造成計画、それから現況の地盤、高低差等をできるだけ維持して、今現在もともと公団住宅ですので、ある程度緑地等は確保されておりまして、そういう植樹帯等々も生きておりますので、そういった地形も生かした上で計画されておりますので、擁壁については、出てくるのは高低差があるということで必要な形で土留めをするということで、なくすというのはちょっと難しいと思うんです。ただ、そこへ植樹帯として活用するという計画も事業者のほうから示していただいてますので、それを配慮したような樹勢とか植栽等の選択、そういったことについて、今後、公共事業として整備の協議を進

めていけるのではないかというふうに考えております。

○○委員

今ご説明いただいたように、垂直擁壁が出てくることは理解はできるんです。ただ、その垂直擁壁の 景観配慮もぜひお願いしたいということで、検討に入れていただければと思います。

事務局

垂直擁壁に対する景観配慮、今いろいろな工法がありまして、化粧をしたり、それからこの垂直の擁 壁を段をつくって植栽を植えていくというようないろんな工法がありますので、それは事業者のほうと 調整させていただきたいと思います。

以上でございます。

会長

○○委員、よろしいでしょうか。はい。ほかにご質問ございますか。じゃあ、○○委員、どうぞ。

○○委員

3の7の図面を出していただきたいと思うんですが、この左下に西消防署とあるわけですが、今回、 消防署、新しい西消防署の場所が確定してると思うんですけど、これはこの地図でいうとどの辺になる のか。そうですね、ちょうど、そうですね、その場所になりますね。もともと、この鶴舞西町東町とい うのは、消防出動のかなり困難区域の一つになるわけなんですけれども、鶴舞西町のほうの高度規制の ときに私は決して反対もしませんでしたし、今回も高度規制についてはやむを得ないと言ったらおかし いですけども、理解を示してます。

ちょっと気になってるのが、奈良西消防署の出動と、それからもう一つは無線の関係ですね。警察無線は、奈良西署はずっとこの地図の下のほうにありまして、これ非常にいい場所にあるんですけれども、もともと金剛山のところに中継機が上がっておって、ほぼ奈良県内全域を、全域ではないんですけどね、カバーしてます。消防のほうは、八条町の周りが平坦なところから電波を出しているんで、大体よく届いているわけなんですけれども、最近の流れとして、それぞれの奈良西消防署あるいは中央署あるいは東署と、こういったところから消防活動については各署から直接指令をするというような状況、これ署活系というんですけども、これをやってます。

そこで、先ほど、今の西奈良消防署の場所と新しい場所と高低差も大分ありますので、ちょっと危惧しているのが、東方向に20メートルの高さの、今よりも5メートル高い高さのものがずっと、1つ1つの建物であれば問題余り出ないんですけども、壁ができるような状態になると。奈良西消防署というのは、カバーエリアというのは大体西大寺近くまででして、そういったときに、救急はその署活系という感覚はありませんが、消防班のほうはどうしてもそれがあると。

そこで、こないだの新聞見てると、生駒と一緒にやるとかやらんとか、何かわけのわからんことに、 私はわけのわからんように思うんですが、やってはりますけども、それも無線通信とは全く別の話になっとるんですけれども。

そこで、ちょっと確認なんですが、今の奈良西消防署の場所よりも少し低い場所に移動する今回の計画について、東側にこの高い建物をつけたときに、それこそ疋田、西大寺、あの辺までが奈良西署のカバーエリアになると思うんですけども、それをちょっと心配するんです。

そこで、きょう建築指導課長もお見えになってると思いますので、消防署の現計画、ちょっと気になって、もう少し高くせないかんの違うかなと思うんですが、こういう高度制限とは別に、消防署なんかの附帯するアンテナ、あるいは最近のことですから、昔は火の見やぐらに登って見とったわけですけど、今は大概は無線塔の上のほうにITVカメラというテレビカメラをつけて市内を見てるということはよくご存じやと思うんです。こういった消防署などのテレビカメラとか、あるいは無線通信の障害にならんのか、ちょっと気になるんですが、これは建築基準法では逆に無線塔のほうの側はこの20メートルとかの規制には該当するのかしないのか、その点だけ確認しときたいと思います。

会長

事務局、じゃあご回答をお願いできますでしょうか。

事務局

失礼いたします。ただいまのご質問ですが、建築基準法上で申しますと、無線塔については該当いた しません。

会長

○○委員、それでよろしいんですか。

○○委員

確認事項でしたのでね、こちらの3の8見ましたら、ペントハウスはその高さ制限の上にありますので、無線塔についてはわかるんですが、テレビカメラなんかですね、これも無線塔と同じように、建築 基準法では無線塔と書いてあるんですけども、それは問題ありませんか。それだけ確認して終わります。

会長

はい。いかがでしょうか。

事務局

失礼いたします。テレビカメラのほうで解釈よろしいでしょうか。

○○委員

テレビカメラといった消防活動のための付帯設備ですね。無線塔は建築基準法上、制限に該当しないということは、それはもう私も確認しておるんですけれども、最近、本部もそうですけど、随所にテレビカメラ付けて、同じこともう一遍言いますけども、昔は火の見やぐらで火炎の発見というのはやっとったわけですよ。今はテレビカメラでやっとるんですね。これに目の前に高いものができると、そのテレビカメラが、当然高いものが建ったら見えなくなるわけですね。テレビカメラがいいか悪いかというのはちょっと別の問題にして、そのテレビカメラは果たして附帯設備として該当すんのかしないのかと、こういうことなんです。

事務局

失礼いたします。先ほど申しましたように無線塔や防犯カメラ等は該当いたしませんが、その附帯設

備もいろいろございますんで、建物施設というものが登場したときには該当する場合がございますので、 その辺は明確な中身で判断させていただきたいと思います。

会長

委員、今の答弁でよろしいですか。はい。ほかにございますが。どうぞ、○○委員。

○○委員

4の13、14ぐらいのところを見てるんですけど、この大きな道路の西側は随分整備されて、今もいろいろお話があったんですが、東側は割と土地が高いとこですから。どっちにしろ20メートルの高度にしても西も東も同じにしても、大分差があるんですけど、そうすると非常に低いところを建物の高いものの間を抜けていくような道路になりますんで、その辺のところを考慮して4の13のように歩道を広げる、あるいは東法面を整備するというのはすごく大変なことだろうと思いますけれども、今、西側をURが建てかえて、そしてその隣に民営のマンションが建ってきて、そしてさらにその北側に病院が建ったというようなことで。今病院ができて開業したばかりなんですけれど、もう既に渋滞がすごく始まっております。今日私来るときも、かなり時間かかったんですよ。朝ですから、北から来る車が途中できゅっと右へ曲がって駐車場に入ろうとしますんで、どうしても渋滞になっちゃうんですね。

そういうようなことがあって、むしろ歩行者のことを考えれば歩道を広くしてというのはわかるんですけれど、むしろ今後やっぱり自動車の渋滞を考えますと、車道9メートルをそのままというのはちょっと大変やないかなという気がするんですよね。しかも、東側の今の今日のご提案の中で、南側半分はURの住宅になりますけれども、北のほうは施設が入ってくるということになりますんで、住宅も施設も増えますから、何が入ってくるかわかりませんけれども、ものによってはそこへまたやってくる車がすごく多くなってくると。そういう自動車の渋滞ということを考えますと、やっぱり4の13のこのイメージ図というのは非常にありがたいんですけれども、歩行者にとってはいいかもしれないけども、車に乗ってる人にとっては大変なことになるかなという気がしないでもないんですが、その辺の考慮はされてるんでしょうかと、ちょっと伺っておきたいと思います。

会長

いかがでしょうか、事務局。

事務局

委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

車に対する考慮なんですけども、この奥柳登美ヶ丘線が実際に街路事業として施工されましても、車線数のかわりはないと思います。2車線のままでの施工になって、先ほど委員おっしゃっていただきました歩道の整備という形の完成になってくると思います。

交通事情に関していろいろ問題があり、拡幅等も、北側のどういった施設が来るか決まってないところにつきましても、ものによればやはり自動車交通を呼び込むような施設が来る可能性がございますので、そういう施設の開発が出てきた段階で、警察等を含めまして、また協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

会長

○○委員、よろしいですか。

○○委員

よろしくお願いしたいということしか言いようがないんですけれども、そういう施設の建設計画が出てきた時点でと言っても、その時に車線拡幅できませんので、もう既にこのような形が進んでいきますので。ですから、その辺のとこもかなり配慮した形で、事前にやっぱり考えていただかないかんかなというふうに思います。これはもう要望でございます。

会長

はい。じゃあ、○○委員、どうぞ。

○○委員

すみませんが、ちょっと今の○○先生のお話、私も全く同感で、先ほど消防出動困難区域と言いましたけども、これはもう道路の混雑も含めての話なんですが。今図面で書いていただいている、今の話になってるこの都市計画道路奥柳登美ヶ丘線のこの部分は、計画決定ですか、事業決定ですか。まだこれから、例えば今2車線とおっしゃったけども、この南のほうで奥柳登美ヶ丘線工事やっておりますね。そのときに、大和文華館のほうへ行く右折レーン何とかつけられへんかということを申し上げて、あれは非常に効果があって、混雑の解消に役立ってると。同じように、今のエリアを将来的にまだ2車線を3車線に。僕いつも言うてんのは、この審議会で何度も言いましたけども、例えば大津市なんかでやってるように、4車線化が無理であれば3車線化をして、そのうちの真ん中レーンは、朝の時間帯は南行きが込んでるから南行き、昼からの時間は逆になるから西行きと、こういうぐらいのアイデアを使えないかと。

そこで、今の質問は、この部分については、既に計画決定か事業決定か、まだ二車線化から三車線化などに変更できる可能性があるのか、その点について確認したいです。

会長

はい。いかがでしょうか。

事務局

はい。委員のご質問にお答えいたします。

この区間につきましては、まだ計画決定の段階でございまして、事業認可はしておりません。先程、 私2車線と申し上げたのは、今の時点の計画決定の段階でそういうことになっておりまして、実際事業 がスタートいたしますと、関係機関と調整して、今おっしゃっていただきました3車線というようなこ とも提案できるかなとは思っております。

以上でございます。

会長

よろしいでしょうか。

○○委員

はい。もうひたすら要望させていただきます。ありがとうございました。

事務局

すいません、先ほど○○先生から3問ご質問いただきまして、第3問目にお答えしておりませんので、お答えさせていただきたいと思います。よろしいですか、会長。

会長

はい、どうぞ。

事務局

すみません、遅くなりまして。奈良市の場合は、第一種中高層住居専用地域におきましては、北側斜線制限はかかりませんが、隣地斜線というのが20メートル+1:1.25という形で斜線制限がございます。もちろんこれ今の概念図として示させていただいておりますのは、建築可能な範囲ということで地区計画の中で壁面後退においてできる制限という形になりますので、日影制限等の制限等は10メートルを超えれば当然そういう形のものも建築基準法の中の審査の中で行いますので、すべての法令に適合するような形で建物というものを計画していただいて、申請、許認可の中でそういった審査を進めさしていただきたいと考えております。

会長

○○委員、よろしいですか。はい。じゃあ、○○委員、どうぞ。

○○委員

今奥柳登美ヶ丘線、ここは学園前に唯一縦にできた、最初にできた石造りの道路だと思うんですね。 今それぞれのところで少しずつ拡幅が行われてるのですが、ここの計画を見ますと、ほとんど拡幅されないような設計になっていると思うんです。それで、車道、交通渋滞をなくすスムーズな道路計画というのは極めて重要だと思うんですけれども、それについて今大和文華館のほうに右折することで緩和されるだとか、そういうことはあるのですが、この主軸は緩和されても、横の道は今度は歩道もなく、住宅地の中を抜け道のように自動車が分散していくというそういう事態も招いてるわけですね。

ですので、歩道というのは、ここは徒歩圏内ですから極めて重要な歩道であり、また学園前は坂道が多いですから自転車の利用というのは、ほかの地域よりは少ないかとは思うのですけれども、自転車というところもどうなるのかなというのも先程から気になりながら、これからの時代、やはり徒歩圏内ではもう安心して歩けるということが第一義的にあるという、そこは大切かなというのが私の意見というんですか、そういうふうなことを考えますので、それも十分配慮しながら車道の計画、そういうことをしていただきたいと思います。

以上です。

会長

はい、ありがとうございました。事務局のほうも、今後、歩行者も含めて道路交通のあり方をもうちょっと検討してくださいということで、何かご回答することありますか。

事務局

委員にご提案していただいたことを配慮しながら、また進めていきたいと思っております。 以上でございます。

会長

じゃあ、お願いいたします。

それでは、ほかに。ございませんか。

ないようでしたら、採決というか、皆さんにご承諾というか、問いたいと思います。

ちょっと今回、まず先ほど最初に説明したように、ちょっとややこしいですが、高度地区に関して、 まず市決定について、七条西町地区と鶴舞東町地区合わせて、まずご判断いただきたいと思います。

いずれも高度地区に関しては市が決定する都市計画でございますので、これも先ほどと同じ都市計画 法第19条の規定によって賛否をとりたいと思います。

先ほどの七条西町地区の高度地区、高度の件と鶴舞東町地区の高度の件合わせて一括で賛否をとらせていただきたいと思います。

原案どおり変更することについてご賛成の方、挙手をお願いいたします。

(举手)

はい、ありがとうございます。出席委員の賛成多数によりまして、高度地区の変更(案)については 原案どおり可決とさせていただきます。

続きまして、地区計画の決定(案)についてですが、これも市が決定する都市計画でございますので、 同じく都市計画法第19条の規定により賛否をとりたいと思います。

鶴舞東町地区の地区計画について、原案どおりに決定することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数によりまして可決いたします。

それでは、次の案件でございますが、大和都市計画の道路の変更(案)について、事務局のほうから ご説明よろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。都市計画課、○○でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、5番目の案件の大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路の変更(県決定)、 大和中央道、大和田紀寺線、高山富雄小泉線並びに石木城線について説明させていただきます。各線の 説明に入らせていただく前に、今回の道路変更に至った都市計画道路の見直しについて説明させていた だきます。

お手元資料 5 - 1 ページをご覧下さい。県内及び市内の都市計画道路の現状でございます。平成 2 1 年 3 月末時点におきまして、都市計画道路の路線数は、奈良県全体で、県決定及び市町村決定を合わせて 3 9 8 路線、市においては県決定及び市決定を合わせて 7 0 路線でございます。路線延長は、県全体

で約911キロメートル、市全体では約170キロメートルとなっており、整備率は県が約48%、市が約51%、全国平均は約58%で県、市とも全国平均を下回っている現状でございます。また、これらの都市計画道路の多くが、高度経済成長期の昭和30年から40年代に都市計画決定されております。

次に、都市計画道路の見直しの必要性について説明させていただきます。資料左下の奈良県の人口推移のグラフをご覧下さい。都市計画道路の見直しの背景の一つに、社会情勢の変化による人口の減少が上げられます。奈良県の人口は、平成12年の144万人を境に減少し、将来も減少すると予測されております。

続きまして、資料右側中ほどの国土交通省による将来交通量の推計結果のグラフをご覧下さい。社会情勢の変化のもう一つの要因として、将来交通量の減少がございます。平成20年に行われた国土交通省の将来交通量の推計により、これまでは増加すると予測されていた自動車の将来交通需要が、初めて減少する見通しが発表されました。推計結果といたしましては、平成42年の全国自動車交通量は、平成14年に行った前回推計に比べ、約13%下方修正され、平成17年度実績値より約2.6%減少すると予測されました。

資料右下の奈良県による将来交通量の推計結果のグラフをご覧下さい。国土交通省の推計結果を受け、 県においても平成22年に将来交通量を検証されましたが、平成42年の交通量は、平成17年実績値 よりも約2割減少する結果となっております。

資料の5-2ページをご覧下さい。都市計画道路の見直しの背景として、2つ目には長期にわたる建築制限への対応がございます。都市計画法第53条により都市計画が定められた区域内では、容易に移転又は除却が可能なものを除き、建築制限がされております。先ほど説明させていただきましたように、都市計画道路は高度経済成長期に多数の都市計画決定が行われましたが、都市計画決定後、未着手の状態が長く続いており、区域内に土地を所有されている方は、長期にわたりこの建築制限を受けている状況です。これら社会情勢の変化や長期にわたる建築制限への対応のため、都市計画道路の見直しが必要となりました。

次に、資料の5-3ページをご覧下さい。都市計画道路の見直しの基本方針としまして、平成22年7月、奈良県において、未着手となっている都市計画道路の必要性を検証する視点や検討方法を示した奈良県都市計画道路の見直しガイドラインが策定されました。ガイドラインでは、①見直し検討対象路線は、事業中を除く未着手区間及び平成21年8月に県が行った広域幹線道路の見直しを踏まえた路線となっております。広域幹線道路の見直しにつきましては、資料下の吹き出しをご覧下さい。

広域幹線道路の見直しは、国土交通省の将来交通量の推計を受け、既存のネットワークを有効に活用する観点から県において実施されました。検証の結果、奈良市内では大和中央道、大和田紀寺線、一条富雄線の3路線が広域幹線道路としての必要性を見直す結果となりました。また、②見直しの視点として「自動車の交通機能の観点」、「歩行者等の交通機能の観点」、「自治体のまちづくり計画との整合性」の3つの観点から必要性の検証を行うこととなりました。検証項目につきましては、資料右側の表をご覧下さい。

次に、資料 5 - 4ページ、右側の見直し検討フローをご覧下さい。まずは、見直し対象となる未着手都市計画道路の抽出を行います。次に、対象路線の特性の把握を行うため、路線ごとにカルテの作成を行います。次に、そのカルテに基づき、先ほどご説明しました3つの観点について検討をおこない、いずれの観点からも必要性が認められない路線について、原則として廃止します。また、3つの観点から一つでも必要性が認められる場合は、原則存続となりますが、沿線のまちづくり計画等を踏まえ、代替手段を検討し、代替手段がある場合は原則廃止となり、代替手段がない場合は、原則として存続としま

す。原則存続となった路線は、事業実施段階で、土地利用や道路規格のあり方を踏まえて、ルートの検 証をし、必要に応じて都市計画の変更を行うこととします。

続きまして、資料 5 - 5ページをご覧下さい。見直し対象となりました大和中央道と大和田紀寺線の見直し結果について説明させていただきます。まず、見直し対象となった大和中央道の見直し結果でございますが、広域幹線道路の見直しの結果、当該路線の整備を行わない場合でも、京奈和自動車道、国道 2 4 号線や並行する主要地方道枚方大和郡山線が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能であることから、奈良市宝来四丁目から大和郡山市城町の区間においては、4 車線の広域幹線道路としての必要性を見直す結果となりました。

次に、奈良県都市計画道路の見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果、当該区間の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、廃止が妥当と考えております。ただし、当該区間が整備されない場合、周辺の市道に一部混雑する区間が残されるため、安全・円滑な通行、良好な市街地環境の形成の観点から、地区内の交通を担う道路の部分的な改良が必要であると考えております。

続きまして、同じく見直し対象となった大和田紀寺線の広域幹線道路の見直しでは、当該路線の整備を行わない場合でも、並行する主要地方道奈良生駒線、国道308号線及び主要地方道奈良大和郡山斑鳩線等の道路が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能と考え、奈良市大和田町から奈良市八条町の区間において、4車線の広域幹線道路としての必要性を見直す結果となりました。また、奈良県都市計画道路の見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果は、大和中央道と同じでございます。次に、資料5-6ページをご覧下さい。大和中央道及び大和田紀寺線の総括図となっております。

赤色は、各線の廃止区間を示しており、黒色は変更のない区間で、八条紀寺線と示しておりますのは、 大和田紀寺線の廃止に伴い、道路の起点が変わることによる名称の変更によるものです。

次に、資料 5 - 7ページをご覧下さい。上段の表に示しておりますのが、大和中央道変更後の項目の 全区域と奈良市域部分でございます。

下段表をご覧下さい。変更内容といたしましては、奈良市宝来四丁目から大和郡山市城町間の約3,710メートルの廃止を行い、区間を奈良市押熊町から奈良市宝来町間の約4,160メートル及び大和郡山市城町から大和郡山市額田部南町間の約5,980メートルとし、標準幅員を24メートルから33メートルに変更するものでございます。

次に、変更理由でございますが、先ほど説明いたしました都市計画道路の見直しの検証結果により、 奈良市宝来四丁目から大和郡山市城町間は廃止が妥当という結果となったことや、当該区間の廃止に伴い、2つの区間が設定されることにより、その計画に合わせて必要な標準幅員の変更によるものです。 次に、資料5-8ページをご覧下さい。大和中央道の変更前及び変更後の計画を示したものでございます。表中上段の括弧内は変更前の内容を示し、下段には今回変更となった内容を示しております。

次に、資料 5 - 9ページをご覧下さい。上段の表に示しておりますのが大和田紀寺線の変更後の項目 の全区域と奈良市域部分でございます。

下段表をご覧下さい。変更内容といたしましては、奈良市大和田町から奈良市八条町間約4,810メートルを廃止し、起点を奈良市大和田町から奈良市八条五丁目に変更いたします。また、延長を約8,110メートルから約3,300メートルに変更し、路線の名称を大和田紀寺線から八条紀寺線に変更するものでございます。

次に、変更理由ですが、先ほどの大和中央道と同様の検証により、国道24号バイパス線より西側の 区間は廃止が妥当という結果となったことが大和田紀寺線の変更理由でございます。 次に、資料10ページをご覧下さい。大和田紀寺線の変更前及び変更後の計画を示したものです。

次に、新旧対象図の説明に移らせていただきます。資料5-11ページから5-24ページをご覧下さい。大和中央道及び大和田紀寺線の廃止区間を黄色で示し、変更のない区間を赤で示しております。 続きまして、資料5-25ページをご覧下さい。高山富雄小泉線の見直し結果としましては、高山富雄小泉線の第二阪奈道路より南側の未整備区間において、奈良県都市計画道路見直しガイドラインに沿って当該区間の必要性を検証した結果、現行の道路は、いずれの観点からも必要性が認められず、並行する主要地方道枚方大和郡山線が整備されている状況から、廃止が妥当と考えております。

次に、第二阪奈道路より北側の未整備区間においては、主要地方道枚方大和郡山線が代替手段となり、 当該区間の整備を行わない場合でも、社会状況が変化し、将来交通量が大幅に減少すると予測される中、 並行する主要地方道枚方大和郡山線が4車線で整備されれば、当該路線の機能を受け持つことが可能と 考えられます。

しかしながら、奈良市中町周辺のみが2車線で部分的に狭くなっており、広域幹線道路のネットワークのミッシングリンク(未整備部分)となっております。また、平成22年に奈良県において作成された奈良県みんなでつくる渋滞解消プランにおいて、渋滞の著しい箇所に位置づけられていることもあり、中町の2車線区間を4車線化し、ミッシングリンクを解消することが、南北方向の交通を円滑に処理するために必要と考えられます。このため、今回、第二阪奈道路より北側の未整備区間を主要地方道枚方大和郡山線の4車線区間と接続するよう線形を変えて都市計画の変更を行います。

次に、資料5-26ページをご覧下さい。高山富雄小泉線の総括図となっております。

赤色で示しておりますのが、高山富雄小泉線の廃止区間となっております。青色は、新規決定区間で、 第二阪奈道路より北側の線形変更の部分となります。また、黒色で示しておりますのは変更のない区間 でございます。

次に、資料5-27ページをご覧下さい。上段表に示しておりますのが高山富雄小泉線変更後の項目の全区域と奈良市域部分でございます。下段表をご覧下さい。変更内容といたしましては、奈良市中町から大和郡山市矢田町の約2,830メートルを廃止いたします。次に、奈良市中町地内約950メートルについて、主要地方道枚方大和郡山線の4車線区間を接続するようルート変更をし、延長を1,330メートルに変更いたします。また、一部区間の廃止及び変更に伴い、区間を生駒市高山町から奈良市中町間の約8,360メートル及び大和郡山市矢田町から大和郡山市小泉町間の約3,380メートルとし、幅員を22メートルから18メートルに、車線数を4から2に変更いたします。

次に、変更理由ですが、先ほどご説明しました奈良県都市計画道路の見直しガイドラインに沿って検証を行った結果のとおりです。また、一部区間の廃止及び変更に伴い、2つの区間が設定されることにより、その計画に合わせ、必要な標準幅員及び車線数の変更を行います。

以上が、高山富雄小泉線の変更理由でございます。

次に、資料5 - 28ページをご覧下さい。高山富雄小泉線の変更前及び変更後の計画を示したもので ございます。

次に、新旧対象図に移らせていただきます。5 - 29ページから34ページをご覧下さい。大和中央 道等と同様に、赤枠で変更のない区間を黄色で廃止区間を示しており、赤色のメッシュで示しておりま すのは新規決定区間でございます。

次に、資料5-35ページをご覧下さい。左の図に示させていただいておりますのが、高山富雄小泉線のルート変更となる部分を詳細にあらわした新旧対照。図でございます。黄色で示しておりますのが、 第二阪奈道路より北側の廃止となる区間で、赤色は新規決定の区間でございます。また、緑色で示して おりますのは、現在、富雄川の両岸を片側2車線のセパレートで整備されております主要地方道枚方大和郡山線との接続部分でございます。

また、ページ右側に新規決定区間の標準断面図を示しております。

次に、資料 5 - 3 6 ページをご覧下さい。高山富雄小泉線の区間変更の整備効果といたしましては、 ①として、県北西部から都市計画道路大和中央道経由により大和まほろばスマートインターチェンジを 介し、西名阪自動車道や京奈和自動車道にアクセスする広域幹線ネットワークの構築、②砂茶屋橋東詰 交差点の渋滞を解消した円滑な交通の確保、③新県立奈良病院へのアクセスルートの確保と緊急搬送に おける速達性を図るなどの整備効果がございます。

続きまして、新規都市計画決定を行う石木城線について説明させていただきます。資料5-37ページの総括図をご覧下さい。青色で示しておりますのが、新規都市計画決定路線の石木城線でございます。全延長は、奈良市石木町から大和郡山市城町までの約1,000メートルでありますが、奈良市域の区間といたしましては、奈良市石木町から奈良市七条西町二丁目までの約690メートルでございます。次に、資料5-38ページをご覧下さい。上段表に示しておりますのが、石木城線の新規決定となる項目の全区域と奈良市域部分でございます。

中段表には、大和都市計画道路の変更理由といたしまして、当該路線は奈良市六条山地区に建設予定の北和地域の高度医療拠点病院である新県立奈良病院へのアクセス道路であり、北和地域での救急搬送の確保等による地域住民への質の高い医療の提供を図るため必要となるものであることから、都市計画決定を行うものでございます。

下段の大和都市計画道路の変更の表をご覧下さい。石木城線の計画書となっております。

次に、資料5-39ページ、石木城線計画図をご覧下さい。赤色で示しておりますのが石木城線でございます。

次に、資料 5-40ページ左上の断面位置図をご覧下さい。朱線で示しておりますのが石木城線で、AからCまでの区間の標準的な断面の位置をA-AからC-Cで示しております。なお、B区間につきましては、新県立奈良病院の敷地を一体的に利用するため、地下構造となっております。

続きまして、断面図をご覧下さい。奈良市方向より大和郡山市方向を見た都市計画道路の断面となっております。また、ページ右上のB-B´断面として、地下構造部分の断面図を示しております。地下構造部分には、自歩道が計画されておりませんが、地下部分の自転車及び歩行者の通行は危険が伴うことから、地上に自歩道を計画いたします。

次に、資料 5 - 4 1 ページをご覧下さい。石木城線の整備効果としましては、①北和地域の高度医療拠点である新県立奈良病院への自動車、バス等のアクセス確保が可能となり、質の高い医療の効率的な提供につながる。②北和地域での円滑な緊急搬送の確保が可能となり、絶対に断らない救命救急システムの構築につながる。③地下構造の部分を活用し、新県立奈良病院の駐車場や緑地ゾーンを確保することにより、病院敷地の有効な土地利用、良好な療養環境の確保につながる。④代替性の確保により、有事の際の病院運営が可能となる。⑤細い街路や幅員の狭い県道に流入している通過交通を排除できることから、地域の安全確保が確保されるなどの整備効果がございます

以上で、大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路の変更(県決定)、大和中央道、大和田紀寺線、高山富雄小泉線並びに石木城線についての説明を終わらせていただきます。

○○会長

はい。どうもありがとうございました。

ただいま事務局のほうから4件の大和都市計画道路の変更(案)についてご説明ありました。 これらの件について、何かご質問ございますか。

はい、○○委員、どうぞ。

○○委員

最後に説明していただきました石木城線というんですかね、これにつきましては、奈良市にとっても 富雄南部地域ですね、何度か議会にも取り上げていて、やっと数年前に富雄出張所に救急車を配置して いただきまして、少しは改良されたかなと思いながらも、やはり医療の面で大変心配していた部分だっ たので、この石木城線ができますと奈良市の富雄地域だけじゃなく、北和地域の救急医療、特に救急セ ンターに搬送することが可能になりますので、非常に好ましいことだと思います。

ただ、一方で、今回ご提案されている中で、経路の変更あるいは一部計画の廃止とされているわけで すが、根本になります交通量の推計について確認をしておきたいんです。

先ほどの説明で、平成17年と平成42年と30%でしたか、ちょっと数字を聞き漏らしたんですが、減るというご説明があったと思いますが、実は私は大森町というところに住んでおります。大森町というのは、ちょうど JR 奈良駅の南側で今度、奈良警察署が来るところのすぐそばなんです。で、実は体感的に春・夏シーズンの交通量が増えることは、観光地の奈良のことなので当然のことなんですが、そこへ住んでおりますと、10年くらいのスパンで考えると、最近、大型車の夜間通行が増えているように感じております。 きちんとしたデータを取っておりませんので体感的に申し上げているわけですが、少し調べてみましたら、なぜこちらを通るんですかという話を聞きましたら、今、経済状況もこのような状況ですから、大型車の運転手が本来、名神高速道路を通っていた車が通行料金の関係もあって、名阪国道は無料ですからこれを通り、天理東 IC で下りて奈良市の紀寺まで来て市立奈良病院のところから、私の大森町のところを通って新しくなった309号線の方を抜けて大阪の方に抜けると。

同じようなことが、例えば369号線もそうですし、市外で言いますと京都南部163号線の交通量が東の方に行っておりますけども非常に多くなっている。

また、307号線山城大橋かな、これも非常に増えているように体感的に感じるんです。3年ほど前にどこかで高速道路を無料にするという話があって、それは現実にはできなかった。マニフェストという言葉が嘘だという代名詞になってしまい残念な事象なんですが、高速道路の無料化というのを加味した推計であったのかなかったのか、それだけ確認しておきたいと思うんです。

会長

はい。事務局、お分かりになりますか。

事務局

ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

我々の認識では、現状をまず前提として検討した交通量の推計だったと思いますので、高速道路は高速道路として位置づけられていたと思っております。以上でございます。

会長

それでご理解できますか。

○○委員

高速道路は無料になるだろうから、ほぼ第二名神も完成するので、そちらの方へ車が行くのでこの辺が少なくなるのかなという見直しだと思うんですね。先ほど申し上げました、石木城線については全く反対しませんし、これは結構だと思いますが、もし、仮に高速道路のことを加味されているとすれば、廃止部分については附帯意見として、その影響があるのかないのか分かりませんが、無料化された高速道路に移るだろうと前提になっているのであれば、その辺について配慮していただきたいということを附帯意見としてお願いしたいです。

事務局

おしゃっていただいた内容をもう一度精査させていただきます。

会長

○○委員のご発言のように、こういう大きな主要道路が計画変更になった場合に、奈良市内の交通にどんな影響があるかと、非常に重要な問題なので県もそのあたりのご配慮というかご検討をいただきたいというご意見を附帯させていただくことにします。

他に何かご質問はありますか。

まず、○○委員、どうぞ。次、○○委員、お願いします。

○○委員

5-6ページの総括図3・3・5号大和田紀寺線の東西道路が、廃止区間になっているわけですが、 代替機能はどこに持たされるお考えでしょうか。

会長

ご説明あったと思うんですか、もう一度事務局お願いいたします。

○○委員

すみません。

事務局

ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

代替機能を持つ道路は、大宮通り線、主要地方道奈良生駒線、三条通り、都市計画道路としては三条 菅原線という名称です。また、大和郡山市側には(都)城廻り線という都市計画道路があります。

○○委員

今、最初に言われました無料になっている大宮通り、旧阪奈道路が廃止することでなってくると思うんですね。もともとこの都市計画道路が何年に決定されたんですか。昭和41年ですか。その頃は高度経済成長で、将来の自動車交通量も考えて全体の南北軸と東西軸のネットワークを考えながら計画されたものだと思うんです。今、東西軸の主要な道路として見られたところを廃止しようということですと、旧阪奈道路のゴルフ場のところで学園前に曲がり入っていく箇所が現時点で相当の渋滞を起こしているわけです。一つをこのように何かすると、先ほど○○委員も言われましたように、何かに影響してい

くという。横のネットワークをなくしてしまうと抜けていけないということが短期間、我々100年生きても、100年もの間のある1年、2年であってもそれは生活する時間ですから、その時間も大切にして居住者が安全に道路交通できるように、ネットワークも考えながら、変更していって頂きたいと思います。そういうところを十分検討して、その時々の車の動き、そういうことをぜひともお願いしたいと思います。

会長

はい。事務局何か。

事務局

おっしゃっていただきましたように道路網、すなわち地区内の道路も含めた道路の整備を進めてもらいたいという主旨だと思いますが、"都市計画道路"は幹線道路ですので、大きな交通量を呼び込むというかたちで計画しており、当然それ以外の細街路等につきましてはやはり生活面を考えれば渋滞しているところもございますし、交互通行できないところもございます。そういう面につきましては、奈良市・奈良県とともに協力しながら、交差点改良、部分的な改良も含めて今後対応していきたいと考えております。

以上でございます。

会長

よろしいですか。

○○委員

加えまして、また、この見直しが最初のとっかかりだと思うのですが、他に見直しもいろいろな道路が出てくると思いますが、その見直しの廃止案になるか新設案になるかというところも併せてお願いしたいと思います。今後、次ににまた何か出てくるいろいろなステップをシュミレーションをしてどうのような車の流れになるか、そこまできめ細かく見ていただきながら廃止・新規というのを検討していただきたいと思います。今の話は全体の方向性についてのお願いです。

会長

はい。

事務局

簡単に補足させていただきます。今回、この都市計画道路の見直しは、県の広域幹線道路の見直しというのを受けまして、進めている作業でして、現在、奈良市でも、奈良市全域の都市計画道路の見直し作業を進めております。県が少し先行している部分がありますのでそれを含めまして見直してまいりたいと思います。少し作業的に遅れている面がございますが、奈良市全体の考え方として来年度くらいにはご提示させて頂けるかなと考えておりますのでよろしくお願い致します。

会長

はい。よろしいですか。

今後、奈良県と奈良市と連携して特に市内の道路交通のことをご検討いただくと。よろしくお願いします。

○○委員

資料5-5なんですが、最後の方に書かれている環境形成の観点から地区内交通を担う道路の部分的な改良が必要であると考えられますというふうに、大和中央道の県の見直しガイドラインを受けて、奈良市のコメントなのか県のコメントなのかわかりませんが書かれているように思いますが、以前に、地元説明会に行かれた時にはこの辺の表現が若干違っていたような記憶があります。と、申しますのは、地区内の道路状況において生活幹線道路というふうな表現がありましてそれを構築するというふうな表現が大和中央道・大和田紀寺線の説明にあったかと思うんですが、その辺が変わっている経緯を詳しく教えていただきたい。

それと、今、○○委員からもありましたように、平成17年度で交通量推計の見直しがされ、5年単位で交通量の調査をされていますがここ5年単位でそんなに大きく下がっていないように思うんです。そうしますと、確かに30年先を考えますと十何%の減少という話になるかと思いますが、現時点での10年とか15年という単位ではこの渋滞緩和をどう図っていくかなど、その点につきまして奈良市においてどう考慮していくのかお聞かせ願いたいです。

会長

はい。では、2点についてご回答お願いします。

事務局

委員がおっしゃっていただきました生活幹線道路の整備という中で、1つの選択肢といたしまして4車線の広域幹線道路の廃止に伴い、2車線の新たな幹線道路の整備というのも、一つの選択肢かと思いますが、今、奈良県・奈良市の考え方と致しましては、2車線の新たな都市計画道路の必要性まではいらない結論に至っておりまして、部分的な渋滞箇所の改良や交差点の右折車線の増設というかたちで対応させて頂きたいと考えております。そして、西の京駅から、先ほど説明ありました、新県立奈良病院の方へのアクセス道路の一つのルートとなっておりますので、県と市の合同で狭いところや渋滞している箇所の確認を行い、改良をするべく計画を立てている段階でございます。

○○委員

交通量に関してはどうですか。

事務局

交通量に関しましては、今のところ人口減はそこまでありませんので、横ばい状態かなと思っております。ただ、計画しております平成42年になりますと、かなりの人口減になると予想されておりまして、先ほど説明させて頂きましたように奈良県内では約2割減るという予想を立てております。 以上でございます。

会長

○○委員、いいですか。

○○委員

先ほどですね、交差点改良、付加車線などを設けて部分的な渋滞解消で図っていこうという話をされておりましたが、やはり2車線の生活幹線道路をつくるのと、部分的な改良を行うのとはずいぶん違うと思うんですね。もちろん、これは効果という意味でですが。そういう意味で、奈良市がしようとしているその辺の解消策がどれだけ本当に効果があるのか充分に検討していただいていて、効果があるから本当に必要なんだと分かるかたちで示していただきたいと思います。このように思いますので、その点もお願いをしておきます。

会長

はい。よろしいですか。ほかにご質問ございますか。じゃあ、○○委員。

○○委員

すみません。交通に関してはそれほど詳しくないんですが、この県の都市計画道路の見直しガイドラインというのは、平成22年の時点で策定されたということなんですが、先ほども議論がありました県立病院の立地についてまだ決定がなされていなかった時期なのかと思いますが、新県立奈良病院がちょうど廃止になるエリアにできるということで、新たに新規の都市計画道路も一部策定が予定されておりますが、周辺の交通環境がどうなるのか、また、広域的な交通のルートが必要ではないのかどうかというあたり、環境アセスメントなど交通に関する調査はなされているのでしょうか。

事務局

県立奈良病院に関しましては、アクセスする道路は、基本的に一番最後に示させて頂きました石木城線というこの道路が、ちょうど富雄川沿いからのアクセス道路として位置づけされております。そして、先ほど少し説明させて頂きました東側からのアクセスとして、西ノ京駅からのアクセスも考えられますので、ある程度の交通量の増加も見込まれるという中で、県と市で協力しながら部分的な改良をやっていきたいと位置づけております。

○○委員

具体的にどの程度の交通量が発生するかの予測調査などはされているのでしょうか。

事務局

この病院の位置付けが高度医療施設ということで、一般外来はあまり診ないと聞いております。極端な交通量の増加までには至らないかなという認識をしておりまして、どのくらい増えるかの資料は手に入れておりません。申し訳ございません。

会長

はい。よろしいですか、○○委員。 次はどなた、はい、じゃあ○○委員。

○○委員

今のご質問に関連する部分があると思うんですけれど、県立奈良病院が新しく移転するにあたって2ヵ所、高山富雄小泉線と石木城線を新たに設定することによりアクセスを改善していくということなんですが、やはりこういった県立奈良病院クラスの病院になりますと、地域防災計画上極めて重要な拠点になると考えています。そういった意味で緊急時のアクセスについてもやはりチェックしておく必要があるのではないかなと思います。と、申しますのも、1995年阪神淡路大震災の時に緊急車両が通れる、つまり地震で道路が閉塞しても緊急車両が通れる余地が残る道路が大体12m以上必要だということがありまして、そうやって考えていくと、奈良市街から現在の県立奈良病院の場所と比べるとかなり迂回しないといけないような可能性がある。逆に、現在置かれている病院の位置ですと、大和中央道は12m以上の道路で市街地からのアクセスが極めて良好な場所となっていますので、恐らく奈良県全体で今回の新県立奈良病院の位置がどの範囲の拠点病院になるのかによって位置付けが変わってくると思います。いずれにしても、地震などの大規模災害を考えた、地域防災計画の重要な拠点のバックアップが必要になると思うので、ぜひ緊急時の道路閉塞時におけるアクセスの可否と搬送する必要物資や患者への配分などそういう防災計画上問題ないことをぜひ確認していただきたいと思います。

会長

はい。何かこの関係に関して、情報というか、県からの情報をお持ちですか。

事務局

現在、宝来に病院があり、奈良市だけを考えた場合には、宝来にある方がアクセス的に近いと思いますが、おっしゃっていただいたように、この位置に来ることにより、南側からのアクセスははるかに向上するのではないかなと思います。なお、南側が、大和郡山市側の大和中央道は整備が完成しておりますので、この石木城線を利用することで、南側のアクセスが格段に上がると思います。西側からのアクセスは、先ほど示しました大和郡山線から石木城線を利用するというかたちと聞き及んでおります。

会長

よろしいですか。余談なんですが、空からのアクセス考えておられると聞いたのですが。

事務局

先ほどの完成図面にも描かれていたと思うんですが、屋上にドクターへリを着陸させる場所も確保されておりますので、そのような緊急時の対応もなされるものと思います。

○○委員

改めて同じことをお聞きしますが、道路ネットワークを整備するということは、奈良市にとって重要なことですのでミッシングリンクを解消していく姿勢と高度医療拠点のアクセス計画を積極的に進めて頂くことはすごくいいことだと思います。ですが、例えば今回挙がってきた2車線だけでそれが実現されるかどうかを確認させていただきたいというのが1点と、もう1点は、短い距離ですが、先ほどから出ておりました交通量の変化であるとか、環境、道路をつけるにあたってのアセスメントをどの程度されたのか、そしてその結果について問題があったのかなかったのかその辺を少し補足していただきたいと思います。

会長

はい。よろしくお願いします。

事務局

石木城線のことをおっしゃって頂いていると思いますが、この2車線だけで十分確保できるかどうか というご質問ですが、高度医療拠点病院という位置づけの病院ですので、それほど交通量は増えないと いう考え方の中で、2車線のアクセスで対応できると認識はしております。

それから、道路に関する環境アセスメントなんですが、先ほども述べましたように病院事業の中で環境アセスメントの調査をされていると聞いております。極端なことを言いますと、病院のための道路ですので、石木城線の道路部分を含めたかたちでなされているものだと思いますが、まだ発表されておらず、まだ確認はしておりません。

○○委員

結果が出ていないにしても、問題があれば変更しなくてはいけないでしょうし、そういったことを前提に、問題ないですねという確認の上に私たちはこの計画を認めることになるので、そういった情報もできるだけいただいた上で判断させて頂ければと思います。

事務局

道路もですが、事業全体として環境アセスメントも行っていると思います。その対応は、事業として 対応できるのでないかと思っておりますので、事業担当課に要望させていただきます。

会長

はい。他にございますでしょうか。

大体ご質問も出尽くしたと思いますので、では、大和都市計画道路の変更(案)につて、県決定の案件でございますので、原案通り了承するかしないかをお諮りしたいと思いますが、何名かの委員からご指摘と言うか、ありましたように、都市計画道路の変更について奈良市域での交通の変化と交通量の変化を十分配慮して欲しいと付帯意見を付けた上で道路変更案について了承するということでよろしいでしょうか。このような判断でよろしいという方挙手をお願いします。

異議のある方は。

○○委員

廃止の部分に関しましては、現時点ではいかがなものかと思っております。新規・変更部分については、特に先ほどの石木城線も含め、確かに診療は少ないですが、砂茶屋付近を通る高山富雄小泉線も15mですから、当然アクセスは非常によくなるので、反対はしません。そこで、変更・廃止路線については、保留とさせていただいてその他の面につきましては、賛成つまり了承するということでお願いしたいと思います。

会長

○○委員からこういったご意見が出ましたが、これに関して他の委員から何か賛同・支持される方は いらっしゃいますか。 今回、道路変更で4件ございますが、具体的に言うと廃止については大和中央道、大和田紀寺線になりますか。あとの高山富雄小泉線、石木城線は新規になりますので分けて審議をするということになりますか。こういう審議の仕方はどうしますか。

事務局は何かお考えございますか。4路線を一括で審議するのか分けて審議をするのかということで すね。

事務局

これらは県決定でございますので……

会長

否決はできないんですよね。

事務局

はい。否決ではないんですけれども、意見としてお伺いさせて頂き、路線ごとに意見を述べていただくことも可能だと思います。

会長

保留というのもあり得ないというわけですか。了承することを保留するというか。

○○委員

保留は難しいですから、承認するかしないかということになると思いますし、当然のことながら多数 決になりますので、少数意見として、廃止について道路の交通量については慎重に頂くことを留保して 決をとっていただいたらいいんじゃないかと思います。

会長

附帯意見を付けるということではなくて。

○○委員

附帯意見をつけるのは難しいので、少なくとも奈良市としての国際文化観光都市建設審議会の今日の 議論の中で、他の方も同じように考えている方もいらっしゃると思いますので、廃止部分については、 私も分かりません。そもそも、高速道路の無料化が前提に入っているのかどうかがまだ調査をしていな いので分かりません。したがって、その部分については慎重にいただきたいという意見を留保して、県 のほうには全体の結果、多数決ですからどうなるかわかりませんが、その結果を述べていただいたらい いんじゃないかと思います。

会長

それでは、これ一括で諮ったほうがいいでしょうか。今廃止と新規という2つに分けて審議したほうが、よろしいでしょうか。

事務局

分けていただいてもいいかと思います。

会長

それでは、まず高山富雄小泉線、石木城線について県の原案どおり了承するということを諮らせていただいて、廃止についてはまた別途諮らせて頂くことにします。

では、新規の高山富雄小泉線と石木城線について県の原案どおり了承するという方、挙手をお願いします。

(挙手)

会長

全員ということです。了承するということにします。

次に、大和中央道、大和田紀寺線の廃止路線についてですが、これは了承するかしないかということで、お諮りをします。

まず、了承してもいいという方は挙手をお願いいたします。

1、2、3、4、5。では、原案どおりは了承しないというか、条件付きといいますか、どういうふうに表現したらいいんでしょうか。

まず、了承できないという方挙手をお願いいたします。

(举手)

○○委員

今のままではちょっとまだ判断材料が少ないと。

会長

では、原案のままであれば了承できないという方、挙手をお願いいたします。

(挙手)

会長

1、2、3、4、5、6、7。こちらのほうが数が多いですね。ただ、了承できないけれども、了承できない理由、計画道路廃止の結果、奈良市内の交通にどういう影響が出るか判断できないので、それらを十分慎重に検討して頂けるという条件であれば了承してもいいということなんですか。それは難しいですか。どういうふうに判断したらいい……

○○委員

事務局のほうも、廃止についての情報というか、それに関して県からの何かはお持ちじゃないということですか。これは県決定ですよね。ですから、市で決定はできないということだと思うんです。

事務局

そうですね、はい。ですので、県決定に関しましては諮問させていただき、奈良市の意見として、この審議会で審議した内容を市の意見として送らせていただくという考え方でございます。

○○委員

廃止に関しての情報ですが、今私たちもお聞きしてわからないと言ったら無責任ですけれども、県決定ですので、全体を見て判断されていると受けとめているんですけども、廃止についての情報はやはり少ないかなという印象を感じるところです。事務局としても、廃止に関しての何か情報をお持ちじゃないんですか。全体的な交通量を判断して廃止がいいと。動かしとけばいいという問題でもないので、積極的に廃止することの意味というか、そういうことに関して何かお持ちじゃないんですか。県の考え方とか。

事務局

この2路線を廃止した後の平成42年の将来交通量等のそういう資料は県から手には入れております。

○○委員

積極的に廃止することの意味というか、廃止したほうがいいと。残しといてもいいけどというんじゃなくて、廃止すると決めているわけですよね。

事務局

そうですね、県は広域幹線道路の見直しの中で、もう廃止の一定の方向性を出しております。それに 基づいて、今、都市計画の手続を進めているということであります。

○○委員

残すことが、むしろ全体の交通網の点でよくないと判断して廃止ということなのだろうと思っている んですけれども。

事務局

交通網によくないというよりも、必要でないという判断で、一応つくらないという決定をしたものだと考えております。

○○委員

すいません、先ほど5-5ページの奈良県の見直しガイドラインのところの話をさせていただきました時、県は生活幹線道路の必要性というのはまだ僕はここで残ってたように思うんです、県の見直しの時点では。しかし、今日出てきた資料の中では、部分的な改良でいけるというか、必要ということで留めていますよね。この辺が、いえば県が出してきたガイドラインと奈良市が今後、進めようとしている部分が若干違うんじゃないですか。

事務局

県は、地区内を担う交通ということで、2車線の道路は必要があればつくるという観点で考えており

ますので、県と市の今の考え方としては、そこまで必要でないという結論に達しております。

○○委員

県の方では、そういうガイドラインを示しておきながら、何か市の方で今回のような形になったように私は思うのですが、その辺が今おっしゃっているように県がもともとこういう形できちっと示してあるかどうかという部分をもう一度……

事務局

県がやらなければ、極端な話、最終的には市の方でという形になってくるんですけども。 市としては、2 車線の道路整備をするまでには至らないという結論に達しているところでございます。

会長

よろしいですか。最後のまとめがなかなか難しいんですが、要は県が見直しのガイドラインに従って 廃止ということを決めたと。その県決定について市に問うているわけですが、先ほど皆さんにお諮りし たとおり、原案どおりであれば異議ありという方が多かったんですよね。異議があって了承するという のもおかしいかと思うんですが、県決定なので、市にその決定権限がないわけで、これを要は了承する かしないかだと思うんですけども、ただやはり皆さんがご心配のように、奈良市内の道路交通がどうな るんだということがもちろん市民にも影響あるわけで、このあたり、県がどこまで考えて頂いているの か、やっぱりそれは知りたいと、示していただきたいということかと思います。

ですから、県が決定することですから、県が決定するんだけども、市として、あるいは市民として、 奈良市内の道路交通への影響というのを十分配慮して、何らかの対応、もちろん市と連携してというこ とになりますけども、そういうことを強く要望するというかたちでまとめることは難しいんでしょうか。 何かご意見ございましたら。どうぞ、〇〇委員、どうぞ。

○○委員

今日は、この件について私は質問しなかったんですけれども、もともと県がつくったガイドラインというのは、最初に説明ありましたようにつまり人口が減少すると、したがって交通量も減るんだと、それがもう基本ですよね。だから、見直して、できるだけ先ほどの条件をもとに廃止するという方向で、これだけの路線じゃなくてまだありますから、逐次また検討していくということでしょうけど、少なくとも奈良市を走っている部分については奈良市が発言権というのは当然あるはずなんですから、ガイドラインをずっとここまで県が出してきた中で、市としてもその協議に参加しておられるはずなんですよね。つまり、県から下りてきて、そのとおり、はい、わかりましたとは言ってないと思うんです。

ですから、市の考え方が、専門的な見地から、県と同じであるのかどうか、市は実はしぶっているんだけどというのか、その辺のところは一向に今日は出てきていないから、我々も分からない。ただ、廃止ありきということが先行してるように思われるから、ここでの議論としては少し情報が少な過ぎるんではないかと。だからちょっと同意しにくいと、こういうお考えの方が割と多いかと思うんです。

だから、これまでの県と市との協議というものの中で、市の発言権というか、立場というのはどんなもんであったのかなと。あるいは、ここまで来るに至っては、市としても県の考え方に同調していると、そういう論拠があればそれは今示してもらえればありがたいと思うんですけども。それがなければ、やっぱり分けて議論をするのは変な話なんですが、審議会としては情報が少な過ぎるので、したがって廃

止ということについてはやはり再検討して欲しいというぐらいの意見をつけて、その他につきましては 同意とするというふうぐらいのことだろうと思いますね。ただ、市の今の考え方を少し聞かせて欲しい です。

会長

今、○○委員からのご提案がございました、市としてこの廃止路線に関して県との協議の過程でどういう議論があったのか、今回こういう議題に出てきた廃止について了承を求めていると。そのあたりの考え方をお示しいただけますでしょうか。

事務局

この広域幹線道路の見直しというのが、平成22年7月に打ち出されまして、はっきり申し上げまして、県と市の立場の中で申し上げるのはちょっとおかしな話になるんですけども、県のほうが、余り市のほうに相談なく、先に見直しというのを記者発表してしまったということがございます。この都市計画道路の見直しのガイドラインというのが、その後つくられてきたわけなんですけども、その中では広域幹線道路の見直しを踏まえて各市町村も進めて欲しいということで言われておりますので、私どもの方はそれに従って今現在粛々と進めているんですけども、どういう協議ということになれば余り協議はなかったように感じております。

会長

と、いうような経過があったようでございます。

では、どう締めたらいいんですかね。原案どおりであれば了承に至る判断材料が少ないということですね。

○○委員

今聞かせていただきましたら、廃止のされる原案に出てる箇所、それは何年前ぐらいに計画決定をされた場所ですか。

事務局

昭和41年でございます。

○○委員

昭和41年から現在までの間にそれが施工されなかった、執行されなかったというのは、それはそれなりの理由があってこそ執行されなかったわけだと思います。だから、今現在必要でないということよりも、他に付け替えしたり、他の用途で間に合うということで廃止に持っていかれたと思います。その歴史の流れを考えますと、その廃止に持っていった経過の考え方というのは理解できますけど、奈良市としては、廃止としては一気に行き過ぎやからもう少し検討するようにということ、意見をつけたぐらいでいいんじゃないかと思います。

会長

意見をつけた上で了承するということですか。

○○委員

意見をつけただけでいいでしょう。昭和41年やったら余りに歴史が長過ぎますでしょう。

会長

はい、○○委員、どうぞ。

○○委員

大和中央道なんかの場合、市の施工区間と県の施工区間とがあって、市はそれなりに施工してきているわけですね。その時には、奈良市は当然、この大和中央道が奈良市の幹線の南北道路であるという位置付けをしてきまして、それを今のお話だとちょっと聞きたくなかったような話なんですが、県が一方的に廃止してきたと。奈良市の意見を言うことができなかったのか、あるいはもう奈良市が事実、本当に同じような考え方なのか、それともいやせっかくやってきているんだからというのか、それは全く見えていない。

やっぱり、確かに昭和41年と言いますけども、道路50年、100年かかるのはもう当たり前のことですから、時間がかかっているからと言うんでしたら、改めてその必要性について、奈良市独自で奈良市域だけでのゾーンの中で検討し直して、今日のところは奈良市としての都市計画の意見が出されていませんから、先ほどから申し上げているように、ちょっと判断できない。

やっぱり廃止というのは、今の奈良市の混雑状況、先ほど申し上げましたけども、少し南北道は必要なのか、さらに廃止される中には東西道路もありますが、慎重であるべきかなという思いを持っております。

会長

はい、○○委員、どうぞ。

○○委員

すいません、会長、意見申し上げるんじゃなくて、この会の持ち方なんですが、この後1時から○○ 委員会があります。議会の委員会なので、私たちはもう打ち合わせも含めてやらなくてはならないし……

会長

申しわけございません。

○○委員

いえいえ、もし不十分なことであれば、もう一回会を持ってもらうかどうか、もう会長、ここでまとめていただいたらどうかと思います。市会議員が皆……

会長

申しわけない。会長として議長の役割をきちんと果たせてなくて申しわけないと思うのですが、この件に関してはやっぱり重要な課題なんで、原案どおり、はい、意見だけつけて了承ということではやっ

ぱりちょっと問題あるかなと思います。

事務局にお尋ねしますけども、とりあえず新規路線については了承しますということで、廃止路線については、もうちょっと慎重に審議したいと、審議というか議論したいという形で、時間的なスケジュール的な問題は問題ないですか、まずその件について。

今日中に結論出したほうがいいということであれば。

事務局

病院事業と一体的に見直しをかけておるというのもありますので、できましたら、今日何らかの方向性、結論を頂けたらたらありがたいと思っておりますけど。

会長

この廃止路線についても病院事業に関連している事業ですか。

事務局

ちょうど病院の近くを通るという、ちょうど大和中央道でしたら病院の真ん中を通るというのもありますので、その辺一緒に審議していただければありがたいと思っております。

○○委員

このままではだめなんでしょうか。

県決定ですから、ここで白黒はっきりさせなくても、もう議長がおっしゃったままのことを県にお伝えいただくという形しかないかと思うんですが。

事務局

意見を付して送るという形ですか。はい、それは可能だと思います。

○○委員

これが市決定だったらもう一回議論もあるけど、県決定ですから、もうこの議論のままをお伝えいただくということで……

事務局

今、おっしゃっていただいたように意見を明記いたしまして、県へ送らせていただくという形で対応 させていただけたらと思います。

会長

それでは、原案どおりでは了承しかねるというご意見が多かったわけですけれども、今後のこともありますので、今後のことも含めて、市内を走る都市計画道路の廃止等については十分慎重に検討して頂きたいということを強く要望して、

県決定の原案を了承はすると。今後のことは非常に重要な課題がいっぱいあるということを強く要望して、了承するという形で認めざるを得ないような気がしますが。それで、先ほど了承に反対された方、ご理解いただけますでしょうか。

○○委員

反対はしましたけれども、先ほどの市の話を聞くと、もう県から下りてきたものをほとんど鵜呑みではないにしても、余りそれに対して対抗論理を持っておられないというか、言えないような立場なのかもしれません。こういう性格のものか、県だからと。すると、やはり強くそのことをやっぱりこの審議会では議論があったということを強くおっしゃっていただく、文書でもいいですから出していただくということを条件なら私はオーケーですが。同意します。

事務局

ちょっとすみません、事務局からなんですけども、今言っていただいた意見の内容をまとめまして、 会長、副会長に相談させていただいてまとめさせていただいて、皆様方にまたお送りさせていただくと いう形でさせていただいたらどうかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

会長

いかがでしょうか。会長、副会長含めて、今日、過半の方から出たご意見、非常に重要な意見ですし 今後の奈良市政、道路行政について非常に重要なことなので、県と市という上下ではなく、対等な関係 であるべきだと思いますし、そういう意味で強い要望と言いますか、意見をつけてやむなく了承します といいますか、やむなくと言ったらおかしいですが、了承致しますということでまとめさせていただい てよろしいでしょうか。

○○委員

私は了承できないということで。

会長

はい。ちゃんと記録しておきます。

すみません、長時間にわたりましたけれども、今回の件についてはいろいろご異議のあったとおり、 今後についても非常に重要なことですので、私としても十分認識しておきたいと思います。

では、ちょっと最後、長時間になってしまいましたけども、皆さんのご協力ありがとうございました。以上で本日の審議、終了させていただきます。では、事務局お願いいたします。

司会

会長初め、委員の皆様方、長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。 以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

会長

お疲れさまでした。